

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10-1 耐震設計の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動Ssに対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については別添1に、第54条及び第76条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については別添2にて説明する。</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。施設の設計に当たり考慮する、基準地震動Ssの概要を資料10-2「基準地震動Ssの概要」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所に係る重大事故等対処施設（以下「重大事故等対処施設（緊急時対策所）」という。）については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。</p> <p>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所に係る設計基準対象施設（以下「設計基準対象施設（緊急時対策所）」という。）は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下、「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をCクラスに分類し、それに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(3) 設計基準対象施設（緊急時対策所）における建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動Ssに対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については別添1に、第54条及び第76条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については別添2にて説明する。</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。施設の設計に当たり考慮する、基準地震動Ssの概要を資料10-2「基準地震動Ssの概要」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所に係る重大事故等対処施設（以下「重大事故等対処施設（緊急時対策所）」という。）については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。</p> <p>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所に係る設計基準対象施設（以下「設計基準対象施設（緊急時対策所）」という。）は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下、「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をCクラスに分類し、それに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(3) 設計基準対象施設（緊急時対策所）における建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10-1 耐震設計の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>(a) 通常運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の条件下におかれている状態。</p> <p>(b) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪荷重、風荷重、<u>津波荷重</u>）。</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物 設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処施設（緊急時対策所）については以下の(a)～(c)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重。</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>(c) 地震力、積雪荷重、風荷重。</p> <p>b. 機器・配管系 設計基準対象施設（緊急時対策所）及び津波監視設備並びに重大事故等対処施設（緊急時対策所）については、以下の(a)及び(b)の荷重とする。</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>(b) 地震力、積雪荷重、風荷重、<u>津波荷重</u>。</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>a. 建物・構築物（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Cクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-1-8 -</p>	<p>(a) 通常運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の条件下におかれている状態。</p> <p>(b) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪荷重、風荷重¹）。</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物 設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処施設（緊急時対策所）については以下の(a)～(c)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重。</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>(c) 地震力、積雪荷重、風荷重。</p> <p>b. 機器・配管系 設計基準対象施設（緊急時対策所）及び津波監視設備並びに重大事故等対処施設（緊急時対策所）については、以下の(a)及び(b)の荷重とする。</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>(b) 地震力、積雪荷重、風荷重¹。</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>a. 建物・構築物（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Cクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策所）の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-1-8 -</p>	<p>記載の適正化 （申請設備に対する設計方針の明確化）</p> <p>（次頁記載内容繰り上がり（03-添10-1-9 ～ 03-添10-1-11同様に記載内容繰り上がり））</p>

【資料10-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針】

変更前		変更後		備考																																																															
<p>第2-1表 クラス別施設(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (E1)</th> <th colspan="2">補助設備 (E2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (E3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (E4)</th> <th colspan="2">(E5) 波及的影響を考慮すべき設備</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>a. 敷地における津波監視機能を有する施設</td> <td>・津波監視カメラ</td> <td>S</td> <td>・非常用電源及び計装設備</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉格納施設</td> <td>Ss</td> <td>適用範囲</td> <td>適用範囲</td> <td>検討用地震動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-1表 クラス別施設(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (E1)</th> <th colspan="2">補助設備 (E2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (E3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (E4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>a. 放射線安全に関係しない施設等</td> <td>・緊急時対策所</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>Sc</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6) Ss：基準地震動Ssにより定まる地震力 Sc：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力</p>					耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		(E5) 波及的影響を考慮すべき設備		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動	S	a. 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ	S	・非常用電源及び計装設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉格納施設	Ss	適用範囲	適用範囲	検討用地震動	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動	C	a. 放射線安全に関係しない施設等	・緊急時対策所	C	—	—	—	—	—	Sc
耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)			直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		(E5) 波及的影響を考慮すべき設備																																																								
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動																																																								
S	a. 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ	S	・非常用電源及び計装設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉格納施設	Ss	適用範囲	適用範囲	検討用地震動																																																							
耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)																																																											
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動																																																										
C	a. 放射線安全に関係しない施設等	・緊急時対策所	C	—	—	—	—	—	Sc																																																										
<p>第2-1表 クラス別施設(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (E1)</th> <th colspan="2">補助設備 (E2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (E3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (E4)</th> <th colspan="2">(E5) 波及的影響を考慮すべき設備</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>a. 敷地における津波監視機能を有する施設</td> <td>・津波監視カメラ</td> <td>S</td> <td>・非常用電源及び計装設備</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉格納施設</td> <td>Ss</td> <td>適用範囲</td> <td>適用範囲</td> <td>検討用地震動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-1表 クラス別施設(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (E1)</th> <th colspan="2">補助設備 (E2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (E3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (E4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>a. 放射線安全に関係しない施設等</td> <td>・緊急時対策所</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>Sc</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6) Ss：基準地震動Ssにより定まる地震力 Sc：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力</p>					耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		(E5) 波及的影響を考慮すべき設備		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動	S	a. 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ	S	・非常用電源及び計装設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉格納施設	Ss	適用範囲	適用範囲	検討用地震動	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動	C	a. 放射線安全に関係しない施設等	・緊急時対策所	C	—	—	—	—	—	Sc
耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)			直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)		(E5) 波及的影響を考慮すべき設備																																																								
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動																																																								
S	a. 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ	S	・非常用電源及び計装設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉格納施設	Ss	適用範囲	適用範囲	検討用地震動																																																							
耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (E1)		補助設備 (E2)		直接支持構造物 (E3)		間接支持構造物 (E4)																																																											
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地震動																																																										
C	a. 放射線安全に関係しない施設等	・緊急時対策所	C	—	—	—	—	—	Sc																																																										
<p>記載の充実（津波監視カメラに対する波及的影響評価の追加に伴う修正）</p>																																																																			

【資料10-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針】

変更前		変更後		備考	
<p>第2-2表 耐震重要度分類表(2/2)</p> <p>○印は耐震計算書を添付する。 ・印は耐震計算書の添付なし。 ※は新設又は新規登録の設備</p>					
<p>耐震クラス</p> <p>設備名称</p> <p>2. その他発電用 原子炉の附属施設 (1) 浸水防護施設</p> <p>(2) 緊急時対策所</p>	<p>S</p> <p>○津波監視カメラ (3号機原子炉 格納施設) (3・4号機共 用)※</p>	<p>B</p>	<p>C</p> <p>○緊急時対策所※ ○SPDS表示装置(3・4 号機共用)※ ○衛星電話 (固定)(3・4号機共用)※ ○緊急時衛星通報システム (3・4号機共用)※ ○統合原子力防災ネットワー クに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、I P 電話及びI P - F A X)(3・4号機共用)※</p>	<p>間接支持構造物</p> <p>・原子炉格納 施設【Ss】</p> <p>○緊急時対策所 建屋※</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p>
<p>【 】内は検針用地震動を示す。</p>					
<p>第2-2表 耐震重要度分類表(2/2)</p> <p>○印は耐震計算書を添付する。 ・印は耐震計算書の添付なし。 ※は新設又は新規登録の設備</p>					
<p>耐震クラス</p> <p>設備名称</p> <p>2. その他発電用 原子炉の附属施設 (1) 浸水防護施設</p> <p>(2) 緊急時対策所</p>	<p>S</p> <p>○津波監視カメラ (3号機原子炉 格納施設) (3・4号機共 用)※</p>	<p>B</p>	<p>C</p> <p>○緊急時対策所※ ○SPDS表示装置(3・4 号機共用)※ ○衛星電話 (固定)(3・4号機共用)※ ○緊急時衛星通報システム (3・4号機共用)※ ○統合原子力防災ネットワー クに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、I P 電話及びI P - F A X)(3・4号機共用)※</p>	<p>間接支持構造物</p> <p>・原子炉格納 施設</p> <p>○緊急時対策所 建屋※</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p> <p>・廃棄物処理建屋(注) ・永久構台(注) ・周辺斜面(注)</p>
<p>(注) 間接支持構造物への波及的影響評価を実施する。</p>					
				記載の充実(津波監視カメラに対す る波及的影響評価の追加に伴う修 正)	
				記載の適正化	
				記載の充実(津波監視カメラに対す る波及的影響評価の追加に伴う修 正)	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10-5 波及的影響に係る基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添10-5-1</p> <p>2. 基本方針 03-添10-5-1</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 03-添10-5-1</p> <p> 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 03-添10-5-1</p> <p> 3.2 地震被害事例に基づく事象の検討 03-添10-5-2</p> <p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 03-添10-5-3</p> <p> 4.1 不等沈下又は相対変位の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.2 接続部の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.3 屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.4 屋外施設の損傷、転倒及び落下等の観点 03-添10-5-3</p> <p>5. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討 03-添10-5-4</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-5-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添10-5-1</p> <p>2. 基本方針 03-添10-5-1</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 03-添10-5-1</p> <p> 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 03-添10-5-1</p> <p> 3.2 地震被害事例に基づく事象の検討 03-添10-5-2</p> <p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 03-添10-5-3</p> <p> 4.1 不等沈下又は相対変位の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.2 接続部の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.3 屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点 03-添10-5-3</p> <p> 4.4 屋外施設の損傷、転倒及び落下等の観点 03-添10-5-3</p> <p>5. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討 03-添10-5-5</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-5-i -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10-5 波及的影響に係る基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、資料10-1「耐震設計の基本方針」の「3.3 波及的影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。</p> <p>本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p> <p>申請設備の波及的影響に係る基本方針について、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-5「波及的影響に係る基本方針」から変更はない。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「Sクラス施設」という。）、常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針</p> <p>3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点</p> <p>Sクラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。</p> <p>SA施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>以上の①～④の具体的な設計方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-5「波及的影響に係る基本方針」によるものとし、その方針に従い実施した上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設の選定結果を4項に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-5-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、資料10-1「耐震設計の基本方針」の「3.3 波及的影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。</p> <p>本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p> <p>申請設備の波及的影響に係る基本方針について、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-5「波及的影響に係る基本方針」から変更はない。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「Sクラス施設」という。）、常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針</p> <p>3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点</p> <p>Sクラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。</p> <p>SA施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>以上の①～④の具体的な設計方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-5「波及的影響に係る基本方針」によるものとし、その方針に従い、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて実施した上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設の選定結果を4項に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添10-5-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の充実（設計方針の明確化）</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10-5 波及的影響に係る基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>—</p>	<div data-bbox="1460 464 2261 1125" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 永久構台 永久構台は、上位クラス施設である原子炉格納施設等の付近に設置されており、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、損傷及び落下により原子炉格納施設等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため、波及的影響の検討対象とした。</p> <p>b. 周辺斜面①(3号機及び4号機原子炉格納施設等背後斜面) c. 周辺斜面②(4号機原子炉格納施設等西側斜面) d. 周辺斜面③(3号機原子炉格納施設等北東側斜面) 周辺斜面①(3号機及び4号機原子炉格納施設等背後斜面)、周辺斜面②(4号機原子炉格納施設等西側斜面)及び周辺斜面③(3号機原子炉格納施設等北東側斜面)は、上位クラス施設である原子炉格納施設等の付近に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊し、原子炉格納施設等に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため、波及的影響の検討対象とした。</p> <p>永久構台、周辺斜面①(3号機及び4号機原子炉格納施設等背後斜面)、周辺斜面②(4号機原子炉格納施設等西側斜面)及び周辺斜面③(3号機原子炉格納施設等北東側斜面)については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画にて、上位クラス施設である原子炉格納施設等に波及的影響を及ぼさないことを確認している。</p> <p>したがって、3号機原子炉格納施設T.P. mの高さに設置する津波監視カメラに対して波及的影響を及ぼさない。</p> </div> <p>e. 周辺斜面④(緊急時対策所周辺斜面) 周辺斜面④(緊急時対策所周辺斜面)は、上位クラス施設の緊急時対策所等の付近に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊し、緊急時対策所等に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため、波及的影響の検討対象とした。</p> <p>周辺斜面④(緊急時対策所周辺斜面)については、基準地震動Ssに対して斜面の崩落のおそれがないことを確認しているため、波及的影響を及ぼさない。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (津波監視カメラに対する波及的影響評価の追加)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり(03-添10-5-4/E同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、<u>緊急時対策所に対する火災の影響を限定し</u>、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、<u>緊急時対策所に対する火災の影響を限定し</u>、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	<p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、□火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、□火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3.2.2 消火設備</p> <p>(1) 全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、<u>緊急時対策所に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</u></p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備の構成部品である基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IVsの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を、第3-2表に示す。</p> <p>(2) 全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、<u>緊急時対策所に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</u></p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IVsの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	<p>3.2.2 消火設備</p> <p>(1) 全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、□火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備の構成部品である基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IVsの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を、第3-2表に示す。</p> <p>(2) 全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、□火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IVsの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>(3) 消火設備配管</p> <p>消火設備配管のうち全域ハロン消火設備ガス供給配管については、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が、<u>緊急時対策所に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</u></p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、消火設備配管が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>消火設備配管のうち全域ハロン消火設備ガス供給配管の具体的な許容限界を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-14 -</p>	<p>(3) 消火設備配管</p> <p>消火設備配管のうち全域ハロン消火設備ガス供給配管については、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、基準地震動Ssによる地震力に対し、消火設備配管が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、資料10-9「機能維持の基本方針」に設定している許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>消火設備配管のうち全域ハロン消火設備ガス供給配管の具体的な許容限界を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-14 -</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料10 耐震性に関する説明書 別添2-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震計算に用いる荷重及び荷重の組合せを、以下の「3.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「3.2 許容限界」に示す。</p> <p>3.1 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外に保管している設備の自然現象の考慮については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に設定する荷重及び荷重の組合せを用いる。</p> <p>荷重及び荷重の組合せは、重大事故等起因の荷重は発生しないため、資料4の別添2の「6.2 荷重及び荷重の組合せ」に従い、保管状態における荷重を考慮し設定する。</p> <p>地震と組み合わせるべき荷重としては、積雪荷重及び風荷重が挙げられる。</p> <p><u>積雪については除雪にて対応することで無視できる。</u> 風荷重については、車両型設備は、風を一面に受ける構造と違い、風は隙間を吹き抜けやすい構造となっており、また車両型設備には内燃機関や発電機等の重量物が積載され重量が大きいこと及び車両型設備以外の可搬型重大事故等対処設備についても、建物・構築物、屋外設置の機器に比べ、風による受圧面積が相対的に小さいことから、風荷重については無視できる。</p> <p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、資料4の別添2の「4.2 性能目標」で設定している設備ごとの構造強度上の性能目標のとおり、評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>「3.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、設備ごとの許容限界を第3-1表から第3-6表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>直接支持構造物の評価については、JEAG4601・補-1984に規定されているその他支持構造物の評価に従った評価を実施する。また、車両型設備の間接支持構造物としてのボルトの評価については、直接支持構造物の評価に準じた評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添2-1-16 -</p>	<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震計算に用いる荷重及び荷重の組合せを、以下の「3.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「3.2 許容限界」に示す。</p> <p>3.1 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外に保管している設備の自然現象の考慮については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に設定する荷重及び荷重の組合せを用いる。</p> <p>荷重及び荷重の組合せは、重大事故等起因の荷重は発生しないため、資料4の別添2の「6.2 荷重及び荷重の組合せ」に従い、保管状態における荷重を考慮し設定する。</p> <p>地震と組み合わせるべき荷重としては、積雪荷重及び風荷重が挙げられる。</p> <p><u>積雪については除雪の措置を講じることにより、積雪荷重を0N/m²とする。</u> 風荷重については、車両型設備は、風を一面に受ける構造と違い、風は隙間を吹き抜けやすい構造となっており、また車両型設備には内燃機関や発電機等の重量物が積載され重量が大きいこと及び車両型設備以外の可搬型重大事故等対処設備についても、建物・構築物、屋外設置の機器に比べ、風による受圧面積が相対的に小さいことから、風荷重については無視できる。</p> <p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、資料4の別添2の「4.2 性能目標」で設定している設備ごとの構造強度上の性能目標のとおり、評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>「3.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、設備ごとの許容限界を第3-1表から第3-6表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>直接支持構造物の評価については、JEAG4601・補-1984に規定されているその他支持構造物の評価に従った評価を実施する。また、車両型設備の間接支持構造物としてのボルトの評価については、直接支持構造物の評価に準じた評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添2-1-16 -</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料12-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。</p> <p>また、特定重大事故等対処施設にかかわる秘匿性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。</p> <p>(1) 秘密情報の管理</p> <p>「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（平成26年9月18日原子力規制委員会）及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書（以下、「秘密情報」という。）については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者（以下、「取扱者」という。）の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。</p> <p>(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理</p> <p>上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する</p> <p>以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。</p> <p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。</p> <p>第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。</p> <p>設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添12-1-3 -</p>	<p>3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。</p> <p>また、特定重大事故等対処施設にかかわる秘匿性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。</p> <p>(1) 秘密情報の管理</p> <p>「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（平成26年9月18日原子力規制委員会）及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書（以下「秘密情報」という。）については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者（以下「取扱者」という。）の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。</p> <p>(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理</p> <p>上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する</p> <p>以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。</p> <p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。</p> <p>第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。</p> <p>設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添12-1-3 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【資料12-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書】

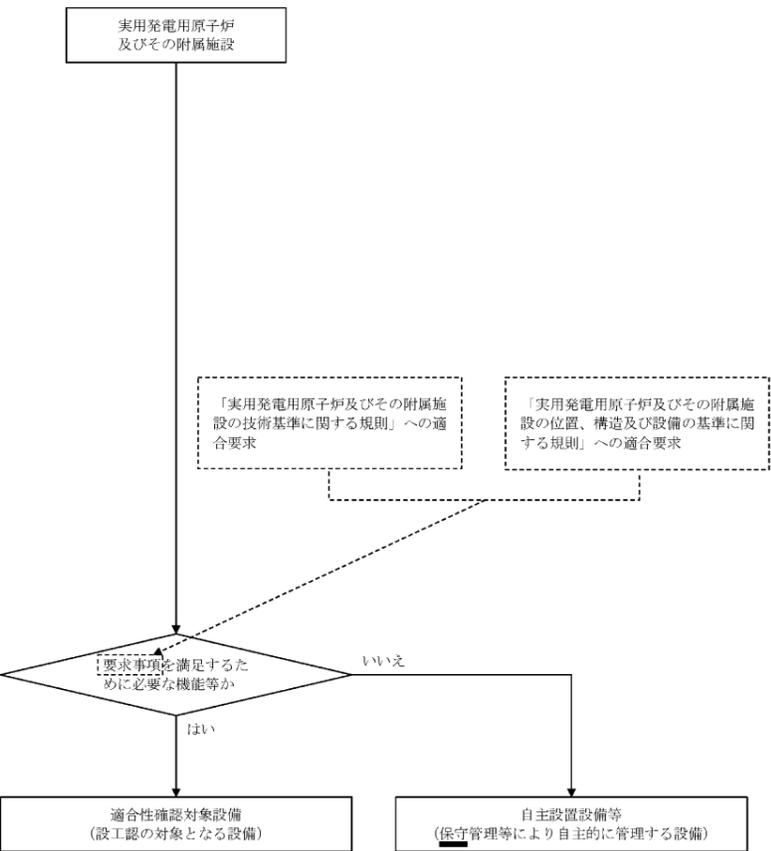
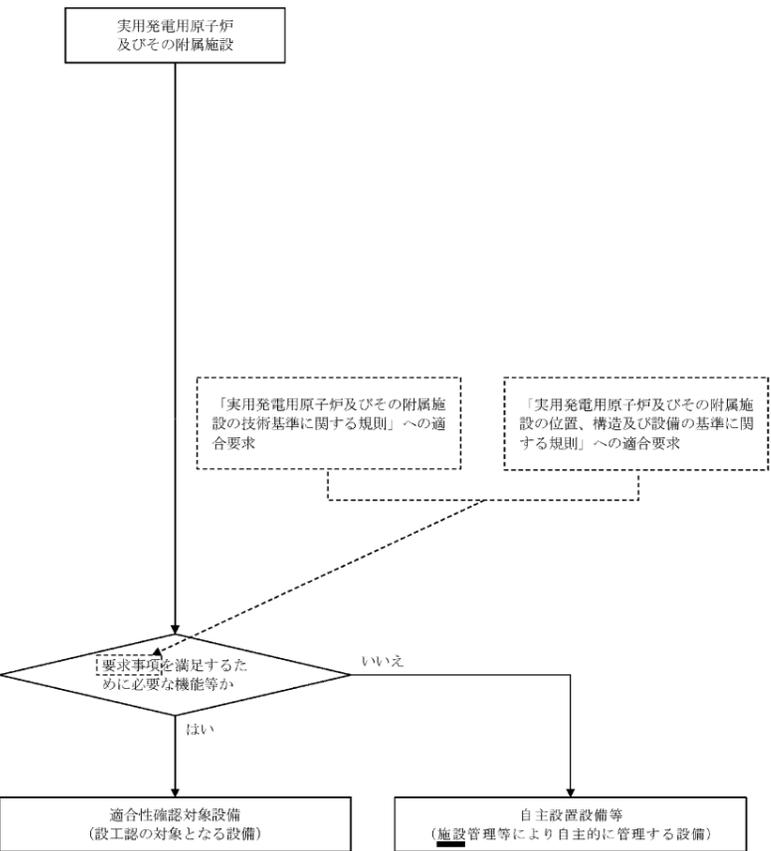
変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">- 00-添12-1-5 -</p>	<p style="text-align: center;">- 05-添12-1-5 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 (設計箇所発電所を追加)</p>

第3.1-1図 適合性確認に関する体制表

第3.1-1図 適合性確認に関する体制表

※1:「G」は「グループ」、「CM」は「チーム/ホリゾン」をいう。
 ※2:検査(主要な組立部の組立、燃料体を除く。)に係るプロセスの取りまどめを主とする業務の長(発電所組織においては、技術課長とする。)
 ※3:主要な組立部の組立に係る使用済み燃料体を除く。に係るプロセスの取りまどめを主とする業務の長
 ※4:燃料体検査に係るプロセスの取りまどめを主とする業務の長
 ※5:燃料体検査に係るプロセスの取りまどめを主とする業務の長
 ※6:設計(組立)の取りまどめを主とする業務の長(設計においては、各GCM、センター所長又は各課(室)長
 ※7:定期的な品質委員会(品質委員会)以外の報告においては、各GCM、センター所長又は各課(室)長
 ※8:これは別の箇所で行う契約においては、各GCM、センター所長又は各課(室)長
 ※9:原子燃料関係の業務の長
 ※10:原子燃料関係の業務の長

【資料12-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書】

変更前	変更後	備考
 <p data-bbox="528 1585 955 1617">第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について</p> <p data-bbox="647 1743 807 1774">- 03-添12-1-11 -</p>	 <p data-bbox="1626 1585 2053 1617">第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について</p> <p data-bbox="1745 1743 1905 1774">- 03-添12-1-11 -</p>	<p data-bbox="2374 1375 2546 1417">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料12-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画】

変更前		変更後		備考		
<p>各設計</p> <p>3.3.1 適合性確認対象設備の名称への適合性を確保するための設計 (設計1)</p> <p>3.3.2 各条文的対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</p> <p>3.3.3(2) 適合性確認対象設備の名称への適合性を確保するための設計 (設計2)</p> <p>3.3.3(3) 緊急時対策の原状維持に関する設計 (設計3)</p> <p>3.3.3(4) 非常用電源設備の設計</p>	<p>プロセス (設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(6) 計画：3.4.1～3.4.2</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>	<p>関係者以外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力 発電所 供給者 事業者</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>	<p>インプット</p> <p>設計(変更)許可、技術基準規則、設計許可基準規則</p> <p>設計(変更)許可、技術基準規則、設計許可基準規則</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書</p> <p>設計(変更)許可、建築基準法、設計図書</p> <p>設計図書、配線図</p> <p>設計図書</p> <p>設計図書、配線図</p> <p>設計図書</p> <p>設計(変更)許可、緊急時対策の所要負荷、配線図(使用するフックローラーの制動用電源設備の必要大電力容量の設計見込)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書、関係法令</p>	<p>アウトプット</p> <p>—</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>設計(変更)許可、緊急時対策の所要負荷、配線図(使用するフックローラーの制動用電源設備の必要大電力容量の設計見込)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書、関係法令</p>	<p>他の記録類</p> <p>業務決定文書：大飯3・4号機 緊急時対策所の設計に関する工事計画認可申請に係る変更計画について、大飯3号機、大飯1・2・3・4号機及び大飯3・4号機 適合性確認対象設備の原状維持に関する適合性確認について</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>
<p>設計</p> <p>3.3.1 適合性確認対象設備の名称への適合性を確保するための設計 (設計1)</p> <p>3.3.2 各条文的対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</p> <p>3.3.3(2) 適合性確認対象設備の名称への適合性を確保するための設計 (設計2)</p> <p>3.3.3(3) 緊急時対策の原状維持に関する設計 (設計3)</p> <p>3.3.3(4) 非常用電源設備の設計</p>	<p>プロセス (設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(6) 計画：3.4.1～3.4.2</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>	<p>関係者以外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力 発電所 供給者 事業者</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>	<p>インプット</p> <p>設計(変更)許可、技術基準規則、設計許可基準規則</p> <p>設計(変更)許可、技術基準規則、設計許可基準規則</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書</p> <p>設計(変更)許可、建築基準法、設計図書</p> <p>設計図書、配線図</p> <p>設計図書</p> <p>設計(変更)許可、緊急時対策の所要負荷、配線図(使用するフックローラーの制動用電源設備の必要大電力容量の設計見込)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書、関係法令</p>	<p>アウトプット</p> <p>—</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>基本設計方針(基本設計方針)</p> <p>設計(変更)許可、緊急時対策の所要負荷、配線図(使用するフックローラーの制動用電源設備の必要大電力容量の設計見込)</p> <p>設計(変更)許可、設計図書、関係法令</p>	<p>他の記録類</p> <p>業務決定文書：大飯3・4号機 緊急時対策所の設計に関する工事計画認可申請に係る変更計画について、大飯3号機、大飯1・2・3・4号機及び大飯3・4号機 適合性確認対象設備の原状維持に関する適合性確認について</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>

様式-1

様式-1

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料12-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画】

変更前		変更後		備考
各設備	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.2	組織外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力 発地所 供給者 中電本部	アウトプット	他の記録類
	3.3.3(2) 設計資料 16 非常用発電機設置の出力の決定に関する設計 非常用発電機設置の設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、機械図、機器の配置を示した図面、非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	内線配線の設計	◎ -	設計資料 (非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	電圧設備の設計	◎ -	設計資料 (非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	設計資料 17 緊急時対策所の機能に関する設計	◎ -	設計資料 (緊急時対策所の機能に関する説明書、現場状況の確認)	
	緊急時対策所の設置に関する設計	◎ -	設計資料 (緊急時対策所の機能に関する説明書、現場状況の確認)	
	緊急時対策所機能に係る設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	設計資料 18 緊急時対策所の居住性に関する設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	緊急時対策所機能に係る設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	3.3.3(3) 設計資料 19 緊急時対策所の居住性に関する設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
3.3.3(4) 設工認申請 (届出) 書の作成	◎ -	設計-1、2	設工認申請書案	設工認申請書品質チェックシート
3.3.3(5) 設工認申請 (届出) 書の承認	◎ -	設工認申請書	設工認申請書	原子力発電安全委員会審議表
- 03-添12-2-5 -				
各設備	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.2	組織外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力 発地所 供給者 中電本部	インプット	他の記録類
	3.3.3(2) 設計資料 16 非常用発電機設置の出力の決定に関する設計 非常用発電機設置の設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の可搬重量、機器の配置を示した図面、非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	内線配線の設計	◎ -	設計資料 (非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	電圧設備の設計	◎ -	設計資料 (非常用発電機設置の出力の決定に関する説明書)	
	設計資料 17 緊急時対策所の機能に関する設計	◎ -	設計資料 (緊急時対策所の機能に関する説明書、現場状況の確認)	
	緊急時対策所の設置に関する設計	◎ -	設計資料 (緊急時対策所の機能に関する説明書、現場状況の確認)	
	緊急時対策所機能に係る設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	設計資料 18 緊急時対策所の居住性に関する設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	緊急時対策所機能に係る設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
	3.3.3(3) 設計資料 19 緊急時対策所の居住性に関する設計	◎ -	設計資料 (要目表、構造図、緊急時対策所の居住性に関する説明書)	
3.3.3(4) 設工認申請 (届出) 書の作成	◎ -	設計-1、2	設工認申請書案	設工認申請書品質チェックシート
3.3.3(5) 設工認申請 (届出) 書の承認	◎ -	設工認申請書	設工認申請書	原子力発電安全委員会審議表
- 03-添12-2-5 -				

記載の適正化 (緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加)

記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添17-1</p> <p>2. 基本方針 03-添17-1</p> <p>3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 03-添17-3</p> <p> 3.1 居住性の確保 03-添17-3</p> <p> 3.1.1 換気設備等 03-添17-4</p> <p> 3.1.2 生体遮蔽装置 03-添17-5</p> <p> 3.1.3 照明 03-添17-5</p> <p> 3.1.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 03-添17-5</p> <p> 3.1.5 チェンジングエリア 03-添17-5</p> <p> 3.2 情報の把握 03-添17-5</p> <p> 3.3 通信連絡 03-添17-6</p> <p> 3.3.1 通信設備 03-添17-6</p> <p> 3.3.2 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備 03-添17-7</p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添17-1</p> <p>2. 基本方針 03-添17-1</p> <p>3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 03-添17-3</p> <p> 3.1 居住性の確保 03-添17-4</p> <p> 3.1.1 換気設備等 03-添17-5</p> <p> 3.1.2 生体遮蔽装置 03-添17-5</p> <p> 3.1.3 照明 03-添17-6</p> <p> 3.1.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 03-添17-6</p> <p> 3.1.5 チェンジングエリア 03-添17-6</p> <p> 3.2 情報の把握 03-添17-6</p> <p> 3.3 通信連絡 03-添17-7</p> <p> 3.3.1 通信設備 03-添17-7</p> <p> 3.3.2 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備 03-添17-8</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p> 3.4 有毒ガスに対する防護措置 03-添17-8</p> <p> 3.4.1 固定源に対する防護措置 03-添17-8</p> <p> 3.4.2 可動源に対する防護措置 03-添17-9</p> </div> <p>4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価 03-添17-10</p> <p> 4.1 評価条件 03-添17-10</p> <p> 4.1.1 評価の概要 03-添17-10</p> <p> 4.1.2 評価事象の選定 03-添17-10</p> <p> 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 03-添17-10</p> <p> 4.1.4 有毒ガス放出率の計算 03-添17-11</p> <p> 4.1.5 大気拡散の評価 03-添17-12</p> <p> 4.1.6 有毒ガス濃度評価 03-添17-15</p> <p> 4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値 03-添17-16</p> <p> 4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 03-添17-16</p> <p> 4.1.9 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の 合算及び判断基準値との比較 03-添17-16</p> <p style="text-align: center;">- 03-添17-i -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p style="text-align: center;">（次頁への記載内容繰り下がり）</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div data-bbox="1406 449 2279 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4.2 評価結果 03-添17-16</p> <p>4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 03-添17-16</p> <p>4.2.2 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算 03-添17-16</p> <p>4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ 03-添17-17</p> <p>別添 固定源及び可動源の特定について</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>機で共用する設計とする。</p> <p>共用に関する詳細は、資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す。</p> <p>2.2 緊急時対策所は、以下の機能を有する設計とする。</p> <p>(1) 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「1次冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合において、当該事故に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、緊急時対策所の気密性並びに生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができる設計とする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができる設計とする。</p> <p>(2) 情報の把握に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、情報収集設備によりプラントパラメータ等の必要なデータを表示できる設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外関連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ必要なデータを伝送することができる設計とする。</p> <div data-bbox="276 1577 1231 1635" style="border: 1px solid black; height: 28px; width: 322px;"></div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-2 -</p>	<p>機で共用する設計とする。</p> <p>共用に関する詳細は、資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す。</p> <p>2.2 緊急時対策所は、以下の機能を有する設計とする。</p> <p>(1) 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「1次冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合において、当該事故に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、緊急時対策所の気密性並びに生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができる設計とする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができる設計とする。</p> <p>(2) 情報の把握に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、情報収集設備によりプラントパラメータ等の必要なデータを表示できる設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外関連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ必要なデータを伝送することができる設計とする。</p> <div data-bbox="1371 1577 2326 1692" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> </div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-2 -</p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所の機能が損なわれるおそれがないように設計する。緊急時対策所の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対する構造強度の確保に加え、遮蔽性及び緊急時対策所換気設備の性能とあまった十分な気密性を維持する設計とする。緊急時対策所の機能に係る設備についても、基準地震動による地震力に対し、機能が損なわれるおそれがないよう、耐震設計を行う。</p> <p>緊急時対策所は、第1図に示すとおり、3・4号機中央制御室以外の場所として屋外のE.L.+9.2mに設置する。緊急時対策所及びその機能に係る設備は、津波防護施設により発電所への津波(T.P.+6.3m程度)の影響を受けない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、第2図に示すとおり、3・4号機中央制御室に対して独立性を有した設計とするとともに、予備機も含め3・4号機中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所に必要な電力を供給するための設備として、常用電源に加えて、代替電源設備からの給電を可能とするよう、専用の電源車(緊急時対策所用)(3・4号機共用(以下同じ。))を保管する。非常用母線からの給電が喪失した場合の電源設備として、代替電源設備としての電源車(緊急時対策所用)を使用することで重大事故等に対処するために必要な電力を確保できる設計とする。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する。また、緊急時対策所の運用に必要とされる電源容量は100%負荷容量220kVAに対し約140.9kVAであり、第1表に示す75%負荷時での燃料消費量から、燃料補給がなくとも、これらは居住性に係る線量評価における放射性物質の放出継続時間(10時間)を上回る23時間以上の連続運転が可能である。</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>また、各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号機ごとに表示・監視できる設計とする。</p> <p>3.1 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容することができ、また、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対</p> <p style="text-align: center;">- 03-添17-3 -</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>(以下「指示要員」という。)に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とする。固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に対しては、緊急時対策所換気設備(3・4号機共用(以下同じ。))の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>なお、有毒化学物質は、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> </div> <p>2.3 適用基準及び適用規格等</p> <p>緊急時対策所の機能に適用する基準及び規格等は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成29年4月5日原規技発第1704052号) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21年7月27日原院第1号) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂) ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) <p>3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計</p> <p style="text-align: center;">- 03-添17-3 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、第3図に示すとおり、対策本部と屋外からの放射性物質による汚染の持込みを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画（以下「チェンジングエリア」という。）等で構成する。</p> <p>緊急時対策所は、110席を設け、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び指示を受けて重大事故等への対処を行う要員等を収容可能とする設計とし、第4-1図に示すとおり、必要な各作業班用の机等や設備等を配置しても、活動に必要な広さを確保する。また、ブルーム通過中においても、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員等を収容可能とする設計とし、第4-2図に示すとおり、必要な広さを確保する。なお、机等の配置に当っては、必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員との輻輳を避けるとともに、3・4号機の同時被災を考慮しても独立した指揮命令を行えるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において、緊急時対策所の気密性並びに緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用（以下同じ。））及び緊急時対策所換気設備（3・4号機共用（以下同じ。））の性能とあいまって、3・4号機の同時被災を考慮しても、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>3.1.1 換気設備等</p> <p>緊急時対策所換気設備は、基準地震動による地震力に対する耐震壁のせん断ひずみの許容限界を考慮しても、緊急時対策所の気密性とあいまって、緊急時対策所内を正圧に加圧でき、居住性に係る被ばく評価の判断基準を満足する設計とする。また、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が設計基準事故及び重大事故等の対策のための活動に支障なく維持できる設計とする。</p> <p>放射線管理施設の放射線管理用計測装置にて、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定することにより、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができる。</p> <p>換気設備の機能については、資料18「緊急時対策所の居住性に関する説明書」、放射線管理計測装置の仕様等は、資料13「放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p>	<p>収容することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、第3図に示すとおり、対策本部と屋外からの放射性物質による汚染の持込みを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画（以下「チェンジングエリア」という。）等で構成する。</p> <p>緊急時対策所は、110席を設け、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び指示を受けて重大事故等への対処を行う要員等を収容可能とする設計とし、第4-1図に示すとおり、必要な各作業班用の机等や設備等を配置しても、活動に必要な広さを確保する。また、ブルーム通過中においても、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員等を収容可能とする設計とし、第4-2図に示すとおり、必要な広さを確保する。なお、机等の配置に当っては、必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員との輻輳を避けるとともに、3・4号機の同時被災を考慮しても独立した指揮命令を行えるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において、緊急時対策所の気密性並びに緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用（以下同じ。））及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、3・4号機の同時被災を考慮しても、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>3.1.1 換気設備等</p> <p>緊急時対策所換気設備は、基準地震動による地震力に対する耐震壁のせん断ひずみの許容限界を考慮しても、緊急時対策所の気密性とあいまって、緊急時対策所内を正圧に加圧でき、居住性に係る被ばく評価の判断基準を満足する設計とする。また、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が設計基準事故及び重大事故等の対策のための活動に支障なく維持できる設計とする。</p> <p>放射線管理施設の放射線管理用計測装置にて、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定することにより、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができる。</p> <p>換気設備の機能については、資料18「緊急時対策所の居住性に関する説明書」、放射線管理計測装置の仕様等は、資料13「放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p> <p>3.1.2 生体遮蔽装置</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、居住性に係る被ばく評価の判断基準を超えない設計とする。</p>	<p>（前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>（次頁への記載内容繰り下がり（03-添17-5及び03-添17-6同様に記載内容繰り下がり））</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>通信設備の詳細は、資料7「通信連絡設備に関する説明書」に示す。</p> <p>なお、緊急時対策所の通信連絡設備は、計測制御系統施設の通信連絡設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>3.3.2 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを3・4号機制御建屋に設置する。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）にてデータ集約して安全パラメータ伝送システムに伝送し、安全パラメータ伝送システムよりERSSへ伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>データ伝送設備の詳細は、資料7「通信連絡設備に関する説明書」に示す。</p> <p>なお、緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備は、計測制御系統施設の通信連絡設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <div data-bbox="276 1108 1231 1182" style="border: 1px solid black; height: 35px; width: 322px;"></div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-7 -</p>	<p>時対策所の設備として兼用する。</p> <p>3.3.2 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを3・4号機制御建屋に設置する。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）にてデータ集約して安全パラメータ伝送システムに伝送し、安全パラメータ伝送システムよりERSSへ伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>データ伝送設備の詳細は、資料7「通信連絡設備に関する説明書」に示す。</p> <p>なお、緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送設備は、計測制御系統施設の通信連絡設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <div data-bbox="1380 1045 2335 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3.4 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下しないよう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特定結果については、別添「固定源及び可動源の特定について」に示す。</p> <p>3.4.1 固定源に対する防護措置</p> </div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-8 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>—</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることで、技術基準規則別記-9で規定される固定源からの「有毒ガスの発生」はなく、同規則に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。</p> <p>固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等について、毒物及び劇物取締法の要求に基づき設置する堰及び漏えいした有毒化学物質の蒸発を低減する覆いは、それぞれ設計上の配慮により構造上更地となるような壊れ方はしないことから、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることの評価については、「4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価」に示す。</p> <p>3.4.2 可動源に対する防護措置</p> <p>可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により指示要員を防護することで、技術基準規則別記-9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。</p> <p>また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。</p> <p>(1) 立会人の随行</p> <p>発電所敷地内に可動源が入構する場合には、立会人を随行させることで、可動源から有毒ガスが発生した場合に認知可能な体制を整備する。</p> <p>(2) 通信連絡</p> <p>可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備（発電所内）による連絡体制を整備する。</p> <p>具体的な通信連絡設備については、資料7「通信連絡設備に関する説明書」に従う。</p> <p>(3) 換気設備</p> <p>可動源から発生した有毒ガスに対して、緊急時対策所換気設備の外気取入れを手動で遮断することにより、外部雰囲気から隔離できる設計とする。</p> <p>具体的な、換気設備の機能については、資料18「緊急時対策所の居住性に関する説</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	<div data-bbox="1365 415 2320 1726" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>明書」に従う。</p> <p>(4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから指示要員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器（16個、3・4号機共用）を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第6図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、全体指揮者の指示により、指示要員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。</p> <p>4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価</p> <p>4.1 評価条件 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示す。</p> <p>4.1.1 評価の概要 固定源から放出される有毒ガスにより、緊急時対策所にとどまる指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。 評価に当たっては、受動的に機能を発揮する設備として、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する堰及び覆い（以下「防液堤等」という。）を評価上考慮する。 具体的な手順は以下のとおり。</p> <p>(1) 評価事象は、評価対象となる固定源から有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。なお、固定源について、緊急時対策所にとどまる指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳しくなるよう選定する。</p> <p>(2) 評価事象に対して、固定源から発生した有毒ガスが、緊急時対策所換気設備の外気取入口に到達する経路を選定する。</p> <p>(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への蒸発率及び大気拡散を計算し、緊急時対策所換気設備の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。</p> <p>4.1.2 評価事象の選定 評価対象とする貯蔵容器から防液堤等に有毒化学物質の全量が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。</p> <p>4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定源から発生した有毒ガスについては、緊急時対策所換気設備の外気取入口に</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>—</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>到達する経路を選定する。 有毒ガス到達経路を第7図に示す。</p> <p>4.1.4 有毒ガス放出率の計算</p> <p>評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量防液堤等に流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出量を評価する。この際、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、敷地内の固定源に貯蔵された有毒化学物質の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。</p> <p>具体的には、気体の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。また、液体の有毒化学物質の単位時間当たりの大気中への放出量の評価は、文献「Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA」に従って、「(2) 有毒ガス放出率評価式」により計算する。</p> <p>固定源の評価条件を第4表、有毒化学物質に係る評価条件を第5表及び第8図にそれぞれ示す。</p> <p>(1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されていたものとする。</p> <p>(2) 有毒ガス放出率評価式</p> <p>a. 蒸発率 E</p> $E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T} \right)$ <p>b. 化学物質の物質移動係数 K_M</p> $K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{\frac{1}{9}} \times S_c^{-\frac{2}{3}}$ $S_c = \frac{v}{D_M}$ $D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{W_m}}}$ $D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$ <p>c. 補正蒸発率 E_c</p> $E_c = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$ </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	<div data-bbox="1362 399 2318 1709" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>ここで、</p> <p>E : 蒸発率 (kg/s)</p> <p>E_c : 補正蒸発率 (kg/s)</p> <p>A : 防液堤等開口部面積 (m^2)</p> <p>K_M : 化学物質の物質移動係数 (m/s)</p> <p>M_{FM} : 化学物質の分子量 (kg/kmol)</p> <p>P_a : 大気圧 (Pa)</p> <p>P_v : 化学物質の分圧 (Pa)</p> <p>R : ガス定数 (J/kmol · K)</p> <p>T : 温度 (K)</p> <p>U : 風速 (m/s)</p> <p>Z : 防液堤等開口部面積の等価直径 (m) ($=\sqrt{4A/\pi}$)</p> <p>S_c : 化学物質のシュミット数</p> <p>ν : 動粘性係数 (m^2/s)</p> <p>D_M : 化学物質の分子拡散係数 (m^2/s)</p> <p>D_{H_2O} : 温度T (K)、圧力P_v (Pa)における水の分子拡散係数 (m^2/s)</p> <p>M_{H_2O} : 水の分子量 (kg/kmol)</p> <p>D_0 : 水の拡散係数 ($=2.2 \times 10^{-5} m^2/s$)</p> <p>(3) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地内外における固定源を対象とする。評価の対象とする敷地内外の固定源を第9図及び第10図に示す。</p> <p>4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度を計算する。固定源の大気拡散計算の評価条件を第6表に示す。</p> <p>(1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気を拡散して評価点に到達するまでの計算は、ガウスブルームモデルを適用する。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおりに計算する。</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot {}_d\delta_i$ <p>(建屋影響を考慮しない場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$ <p>(建屋影響を考慮する場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}^2}\right)$ <p>χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m³) T : 実効放出継続時間 (h) $(\chi/Q)_i$: 時刻<i>i</i>における相対濃度 (s/m³) ${}_d\delta_i$: 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にあるとき ${}_d\delta_i = 1$ 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にないとき ${}_d\delta_i = 0$ σ_{yi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>y</i>方向の拡がりのパラメータ (m) σ_{zi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>z</i>方向の拡がりのパラメータ (m) U_i : 時刻<i>i</i>における風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m)</p> $\Sigma_{yi} : \left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ $\Sigma_{zi} : \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ <p>A : 建屋投影面積 (m²) c : 形状係数</p> <p>上記のうち、気象項目（風向、風速及びσ_{yi}、σ_{zi}を求めるために必要な大気安定度）については「(2) 気象データ」に示すデータを、建屋投影面積については「(5) 建屋投影面積」に示す値を、形状係数については「(6) 形状係数」に示す値を用いることとする。</p> <p>σ_{yi}及びσ_{zi}については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）にお</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>—</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>ける相関式を用いて計算する。</p> <p>(2) 気象データ 2010年1月～2010年12月の1年間における気象データを使用する。なお、当該データの使用に当たっては、排気筒風（標高約50m）の風向風速データが不良標本の棄却検定により、10年間（2006年1月～2016年12月（2010年は除く））の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。</p> <p>(3) 相対濃度の評価点 相対濃度の評価点は、緊急時対策所換気設備の外気取入口とする。</p> <p>(4) 評価対象方位 固定源について、放出点から比較的近距离の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。巻き込みを生じる代表建屋としては、放出源から最も近く、影響が最も大きいと考えられるタービン建屋又は原子炉格納容器を選定する。そのため、評価対象とする方位は、放出された有毒ガスがタービン建屋又は原子炉格納容器の影響を受けて拡散すること、及びタービン建屋又は原子炉格納容器の影響を受けて拡散された有毒ガスが評価点に届くことの両方に該当する方位とする。具体的には、全16方位のうち以下のa.～c.の条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。</p> <p>a. 放出点が評価点の風上にあること。 b. 放出点から放出された有毒ガスが、タービン建屋又は原子炉格納容器の風下側に巻き込まれるような範囲に評価点が存在すること。 c. タービン建屋又は原子炉格納容器の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。</p> <p>評価対象とする方位は、タービン建屋又は原子炉格納容器の周辺に0.5L（L：建屋の風向に垂直な面での高さ又は幅の小さい方）だけ幅を広げた部分を見込む方位を仮定する。</p> <p>上記選定条件b.に該当する方位の選定には、放出点が評価点の風上となる範囲が対象となるが、放出点がタービン建屋又は原子炉格納容器に近接し、0.5Lの拡散領域の内部にある場合は、放出点が風上となる180°を対象とする。その上で、選定条件c.に該当する方位の選定として、評価点からタービン建屋又は</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>—</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>原子炉格納容器+0.5Lを含む方位を選択する。</p> <p>以上により、固定源が選定条件a.～c.にすべて該当する方位を評価対象方位と設定する。具体的な固定源の評価対象方位は、第11図に示す（図中では着目方位（固定源からの評価点の方位であり、評価対象とする風向とは180°向きが異なる。）で示す。）。</p> <p>(5) 建屋投影面積 建屋投影面積は小さい方が厳しい結果となるため、保守的に巻き込みによる影響が最も大きいと考えられるタービン建屋又は原子炉格納容器を代表として建屋投影面積を保守的に設定するものとする。</p> <p>(6) 形状係数 建屋の形状係数は1/2^(註)とする。 (注) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂</p> <p>4.1.6 有毒ガス濃度評価 有毒ガス濃度評価においては、緊急時対策所換気設備の外気取入口における濃度を用いる。緊急時対策所換気設備の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4 有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用いて算出する。</p> $C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6$ <p>$C = E \times \frac{\chi}{Q}$ (液体状有毒化学物質の評価) $C = q_{GW} \times \frac{\chi}{Q}$ (ガス状有毒化学物質の評価)</p> <p>C_{ppm} : 外気濃度(ppm) C : 外気濃度(kg/m³)=(g/L) M : 化学物質の分子量(g/mol) T : 温度(K) E : 蒸発率(kg/s) q_{GW} : 質量放出率(kg/s) $\frac{\chi}{Q}$: 相対濃度(s/m³)</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>—</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値</p> <p>有毒ガス防護のための判断基準値については、有毒ガス評価ガイドの考え方に従い、NIOSH（米国国立労働安全衛生研究所）で定められているIDLH値（急性の毒性限度）、日本産業衛生学会が定める最大許容濃度及び人に対する急性ばく露影響のデータを示した文献（HSDB）を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。固定源の有毒ガス防護のための判断基準値を第7表に示す。</p> <p>4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合</p> <p>固定源について、「4.1.6 有毒ガス濃度評価」の計算結果を「4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値」で除して求めた値について、毎時刻の濃度を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度97%^(注)に当たる値を用いる。</p> <p>同じ防液堤等内に複数の固定源がある場合は、複数の固定源が同時に損傷すると中和や希釈により防液堤等内の有毒化学物質の濃度が低下し、有毒ガス放出率が小さくなることから、単独で損傷した場合の有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を固定源ごとに評価した上で、最大となる値を用いる。</p> <p style="text-align: center;">（注）「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂</p> <p>4.1.9 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較</p> <p>固定源と評価点を結んだラインが含まれる1方位及びその隣接方位に固定源が複数ある場合、隣接方位の固定源からの有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合も合算し、合算値が1を超えないことを評価する。</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算 $= \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \dots + \frac{C_i}{T_i} + \dots + \frac{C_n}{T_n}$</p> <p style="text-align: center;">C_i：有毒ガスiの濃度</p> <p style="text-align: center;">T_i：有毒ガスiの有毒ガス防護のための判断基準値</p> <p>4.2 評価結果</p> <p>4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合</p> <p>緊急時対策所換気設備の外気取入口における、固定源から放出される有毒ガスによる有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の計算結果を第8表に示す。</p> <p>4.2.2 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算</p> </div>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>—</p>	<div data-bbox="1362 401 2318 1709" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>緊急時対策所換気設備の外気取入口における、固定源から放出される有毒ガスによる有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を合算した結果を第9表に示す。有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を合算した最大値は0.09であり、判断基準値である1を下回る。</p> <p>4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ</p> <p>有毒ガスに対する防護措置を考慮して、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を行い、その結果、固定源に対して有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認したことから、緊急時対策所の機能を確保できると評価する。</p> </div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-17 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-添17-8 ~ 03-添17-11同様に記載内容繰り下がり))</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (1/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価条件</th> <th style="width: 25%;">選定理由</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>塩酸 (34%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (2/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価条件</th> <th style="width: 25%;">選定理由</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>塩酸 (34%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は60%減となる。</p> </div>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定		項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定		<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定																																
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定																																
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定																																
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定																																

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																
	<p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (3/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 499 2258 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 3・4号機 A塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>塩酸 (34%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>60m²</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (4/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1077 2258 1581"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 3・4号機 B塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>塩酸 (34%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>30m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：防液堤等内のタンク基礎部等を除いた場合、防液堤等面積は10%減となる。</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 3・4号機 A塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	60m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 3・4号機 B塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	30m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 3・4号機 A塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	60m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)																															
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 3・4号機 B塩酸貯槽 (構内排水 処理装置用)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	30m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)																															

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																
	<p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (5/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (3号機 アンモニア 貯蔵タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>アンモニア (19%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (6/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (4号機 アンモニア 貯蔵タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>アンモニア (19%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は60%減となる。</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																
	<p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (7/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 495 2258 1012"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (1号機 ヒドラジン 原液タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>ヒドラジン (40%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>16m²</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (8/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1083 2258 1600"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (2号機 ヒドラジン 原液タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>ヒドラジン (40%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>16m²</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 03-添17-25 -</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (1号機 ヒドラジン 原液タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	16m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定		項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (2号機 ヒドラジン 原液タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	16m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定		<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (1号機 ヒドラジン 原液タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定																																
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	16m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定																																
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (2号機 ヒドラジン 原液タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定																																
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	16m ²	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定																																

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																
	<p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (9/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 499 2258 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (3号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>ヒドラジン (40%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (10/11)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1077 2258 1581"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)</td> <td>有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>ヒドラジン (40%)</td> <td>有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質漏えい時の開口部面積</td> <td>26m²*1</td> <td>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</td> <td>-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は60%減となる。</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)																															
項目	評価条件	選定理由	備考																															
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン 貯蔵タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)																															
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)																															
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	26m ² *1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)																															

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考												
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">第4表 固定源の評価条件 (11/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価条件</th> <th style="width: 25%;">選定理由</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定源の種類 (設備名)</td> <td>敷地外固定源</td> <td rowspan="3">高圧ガス保安法に基づく届出に対する開示請求に対する回答に基づき設定</td> <td rowspan="3"> 有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5) </td> </tr> <tr> <td>有毒化学物質の種類 (濃度)</td> <td>亜酸化窒素 (100%)</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量</td> <td>47kg</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	評価条件	選定理由	備考	固定源の種類 (設備名)	敷地外固定源	高圧ガス保安法に基づく届出に対する開示請求に対する回答に基づき設定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	亜酸化窒素 (100%)	貯蔵量	47kg	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考											
固定源の種類 (設備名)	敷地外固定源	高圧ガス保安法に基づく届出に対する開示請求に対する回答に基づき設定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフオート等)(解説-5)											
有毒化学物質の種類 (濃度)	亜酸化窒素 (100%)													
貯蔵量	47kg													

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																														
	<p style="text-align: center;">第5表 有毒化学物質に係る評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘性係数</td> <td>文献と気象資料（温度）に基づき設定</td> <td>ENVIRONMENTAL CHEMODYNAMICS, Louis J. Thibodeaux</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分子拡散係数</td> <td>文献と気象資料（温度）に基づき設定</td> <td>伝熱工学資料，日本機械学会</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有毒ガス分圧^(注)</td> <td>塩酸</td> <td>文献と気象資料（温度）に基づき設定</td> <td>Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA, Mary Evans (1993)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>文献と気象資料（温度）に基づき設定</td> <td>The Total and Partial Vapor Pressures of Aqueous of Ammonia Solutions, University of Illinois, Thomas A. Wilson (1925)</td> </tr> <tr> <td>ヒドラジン</td> <td>文献と気象資料（温度）に基づき設定</td> <td>化学工学便覧 改訂六版，丸善株式会社</td> </tr> <tr> <td>分子量</td> <td>塩酸：36.5g/mol ヒドラジン：32.1g/mol アンモニア：17.0g/mol</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td> 有毒ガス評価ガイド 4.3 有毒ガスの放出の評価 3) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、有毒ガスの放出量評価モデルが適切に用いられていること。 -有毒化学物質の漏えい量 -有毒化学物質及び有毒ガスの物性値（例えば、蒸気圧、密度等） -有毒ガスの放出率（評価モデルの技術的妥当性を含む。） </td> </tr> <tr> <td>気象資料</td> <td> 大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12） ・地上風を代表する観測点（地上約10m）の気象データ ・露場の温度 </td> <td>排気筒風（標高約50m）の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間（2006年1月～2016年12月（2010年は除く））の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 評価に用いた有毒ガス分圧の詳細については、第8図に示す。</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	動粘性係数	文献と気象資料（温度）に基づき設定	ENVIRONMENTAL CHEMODYNAMICS, Louis J. Thibodeaux		分子拡散係数	文献と気象資料（温度）に基づき設定	伝熱工学資料，日本機械学会		有毒ガス分圧 ^(注)	塩酸	文献と気象資料（温度）に基づき設定	Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA, Mary Evans (1993)	アンモニア	文献と気象資料（温度）に基づき設定	The Total and Partial Vapor Pressures of Aqueous of Ammonia Solutions, University of Illinois, Thomas A. Wilson (1925)	ヒドラジン	文献と気象資料（温度）に基づき設定	化学工学便覧 改訂六版，丸善株式会社	分子量	塩酸：36.5g/mol ヒドラジン：32.1g/mol アンモニア：17.0g/mol	-	有毒ガス評価ガイド 4.3 有毒ガスの放出の評価 3) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、有毒ガスの放出量評価モデルが適切に用いられていること。 -有毒化学物質の漏えい量 -有毒化学物質及び有毒ガスの物性値（例えば、蒸気圧、密度等） -有毒ガスの放出率（評価モデルの技術的妥当性を含む。）	気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12） ・地上風を代表する観測点（地上約10m）の気象データ ・露場の温度	排気筒風（標高約50m）の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間（2006年1月～2016年12月（2010年は除く））の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用		<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考																													
動粘性係数	文献と気象資料（温度）に基づき設定	ENVIRONMENTAL CHEMODYNAMICS, Louis J. Thibodeaux																														
分子拡散係数	文献と気象資料（温度）に基づき設定	伝熱工学資料，日本機械学会																														
有毒ガス分圧 ^(注)	塩酸	文献と気象資料（温度）に基づき設定	Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA, Mary Evans (1993)																													
	アンモニア	文献と気象資料（温度）に基づき設定	The Total and Partial Vapor Pressures of Aqueous of Ammonia Solutions, University of Illinois, Thomas A. Wilson (1925)																													
	ヒドラジン	文献と気象資料（温度）に基づき設定	化学工学便覧 改訂六版，丸善株式会社																													
分子量	塩酸：36.5g/mol ヒドラジン：32.1g/mol アンモニア：17.0g/mol	-	有毒ガス評価ガイド 4.3 有毒ガスの放出の評価 3) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、有毒ガスの放出量評価モデルが適切に用いられていること。 -有毒化学物質の漏えい量 -有毒化学物質及び有毒ガスの物性値（例えば、蒸気圧、密度等） -有毒ガスの放出率（評価モデルの技術的妥当性を含む。）																													
気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12） ・地上風を代表する観測点（地上約10m）の気象データ ・露場の温度	排気筒風（標高約50m）の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間（2006年1月～2016年12月（2010年は除く））の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用																														

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考												
	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (1/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 20%;">評価条件</th> <th style="width: 20%;">選定理由</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大気拡散評価モデル</td> <td style="text-align: center;">ガウスブルームモデル</td> <td> 気象指針^(注)を参考として、放射性雲は風下方向に直線的に流され、放射性雲の軸のまわりに正規分布に拡がっていくと仮定するガウスブルームモデルを適用 </td> <td> 有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 2) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。 ー大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内で用いられていること（選定した解析モデルの妥当性、不確かさ等が試験解析、ベンチマーク解析等により確認されていること。）。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気象資料</td> <td> 大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1~2010.12) ・地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ </td> <td> 排気筒風(標高約50m)の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間(2006年1月~2016年12月(2010年は除く))の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用 </td> <td> 有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 1) 次の項目から判断して、評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)が適切であること。 ー気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表していること。 ー評価に用いた観測年が異常年でないという根拠が示されていること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	大気拡散評価モデル	ガウスブルームモデル	気象指針 ^(注) を参考として、放射性雲は風下方向に直線的に流され、放射性雲の軸のまわりに正規分布に拡がっていくと仮定するガウスブルームモデルを適用	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 2) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。 ー大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内で用いられていること（選定した解析モデルの妥当性、不確かさ等が試験解析、ベンチマーク解析等により確認されていること。）。	気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1~2010.12) ・地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ	排気筒風(標高約50m)の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間(2006年1月~2016年12月(2010年は除く))の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 1) 次の項目から判断して、評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)が適切であること。 ー気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表していること。 ー評価に用いた観測年が異常年でないという根拠が示されていること。	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考											
大気拡散評価モデル	ガウスブルームモデル	気象指針 ^(注) を参考として、放射性雲は風下方向に直線的に流され、放射性雲の軸のまわりに正規分布に拡がっていくと仮定するガウスブルームモデルを適用	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 2) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。 ー大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内で用いられていること（選定した解析モデルの妥当性、不確かさ等が試験解析、ベンチマーク解析等により確認されていること。）。											
気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1~2010.12) ・地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ	排気筒風(標高約50m)の風向風速データが不良標本の棄却検定により10年間(2006年1月~2016年12月(2010年は除く))の気象状態と比較して特に異常ではないことが確認された発電所において観測された1年間の気象資料を使用	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 1) 次の項目から判断して、評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)が適切であること。 ー気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表していること。 ー評価に用いた観測年が異常年でないという根拠が示されていること。											

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考												
<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (2/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 20%;">評価条件</th> <th style="width: 20%;">選定理由</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>1時間</td> <td>保守的な結果が得られるように、実効放出継続時間を最短の1時間と設定</td> <td>被ばく評価手法（内規） 解説5.13(3) 実効放出継続時間(T)は、想定事故の種類によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いることも一つの方法である。</td> </tr> <tr> <td>累積出現頻度</td> <td>小さい方から97%</td> <td>気象指針^(注)を参考として、年間の有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を昇順に並び替え、累積出現頻度が97%に当たる値を設定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 6) 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、厳しい値が評価に用いられていること（例えば、毎時刻の原子炉制御室等外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値が用いられていること等^{*)}。) 被ばく評価手法（内規） 5.2.1(2) 評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	実効放出継続時間	1時間	保守的な結果が得られるように、実効放出継続時間を最短の1時間と設定	被ばく評価手法（内規） 解説5.13(3) 実効放出継続時間(T)は、想定事故の種類によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いることも一つの方法である。	累積出現頻度	小さい方から97%	気象指針 ^(注) を参考として、年間の有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を昇順に並び替え、累積出現頻度が97%に当たる値を設定	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 6) 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、厳しい値が評価に用いられていること（例えば、毎時刻の原子炉制御室等外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値が用いられていること等 ^{*)} 。) 被ばく評価手法（内規） 5.2.1(2) 評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度とする。	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考											
実効放出継続時間	1時間	保守的な結果が得られるように、実効放出継続時間を最短の1時間と設定	被ばく評価手法（内規） 解説5.13(3) 実効放出継続時間(T)は、想定事故の種類によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いることも一つの方法である。											
累積出現頻度	小さい方から97%	気象指針 ^(注) を参考として、年間の有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を昇順に並び替え、累積出現頻度が97%に当たる値を設定	有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 6) 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、厳しい値が評価に用いられていること（例えば、毎時刻の原子炉制御室等外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値が用いられていること等 ^{*)} 。) 被ばく評価手法（内規） 5.2.1(2) 評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度とする。											

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考								
	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (3/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 45%;">評価条件</th> <th style="width: 15%;">選定理由</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">建屋影響</td> <td> <p>(敷地内固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号機塩酸貯槽：考慮する (4号機側 タービン建屋) ・4号機塩酸貯槽：考慮しない ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機 原子炉格納容器) ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機側 タービン建屋) ・3号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮しない ・1号機ヒドラジン 原液タンク：考慮しない ・2号機ヒドラジン原液タンク ：考慮する ・(2号機側 タービン建屋) ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮しない <p>(敷地外固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜酸化窒素：考慮しない </td> <td style="vertical-align: middle;">放出点から 近距離の建 屋の影響を 受ける場合 は、建屋に よる巻きみ 現象を考慮</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外 評価点及び重要操作地点での濃 度評価</p> <p>3) 地形及び建屋等の影響を考 慮する場合には、そのモデル化 の妥当性が示されていること (例えば、三次元拡散シミュレ ーションモデルを用いる場合 等)。</p> <p>被ばく評価手法(内規) 5.1.2(1)a) 中央制御室のよう に、事故時の放射性物質の放出 点から比較的近距离の場所 では、建屋の風下側における風の 巻き込みによる影響が顕著とな ると考えられる。そのため、放 出点と巻き込みを生じる建屋及 び評価点との位置関係によっ ては、建屋の影響を考慮して大 気拡散の計算をする必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	備考	建屋影響	<p>(敷地内固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号機塩酸貯槽：考慮する (4号機側 タービン建屋) ・4号機塩酸貯槽：考慮しない ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機 原子炉格納容器) ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機側 タービン建屋) ・3号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮しない ・1号機ヒドラジン 原液タンク：考慮しない ・2号機ヒドラジン原液タンク ：考慮する ・(2号機側 タービン建屋) ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮しない <p>(敷地外固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜酸化窒素：考慮しない 	放出点から 近距離の建 屋の影響を 受ける場合 は、建屋に よる巻きみ 現象を考慮	<p>有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外 評価点及び重要操作地点での濃 度評価</p> <p>3) 地形及び建屋等の影響を考 慮する場合には、そのモデル化 の妥当性が示されていること (例えば、三次元拡散シミュレ ーションモデルを用いる場合 等)。</p> <p>被ばく評価手法(内規) 5.1.2(1)a) 中央制御室のよう に、事故時の放射性物質の放出 点から比較的近距离の場所 では、建屋の風下側における風の 巻き込みによる影響が顕著とな ると考えられる。そのため、放 出点と巻き込みを生じる建屋及 び評価点との位置関係によっ ては、建屋の影響を考慮して大 気拡散の計算をする必要がある。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対す る防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考							
建屋影響	<p>(敷地内固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号機塩酸貯槽：考慮する (4号機側 タービン建屋) ・4号機塩酸貯槽：考慮しない ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機 原子炉格納容器) ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用) ：考慮する ・(3号機側 タービン建屋) ・3号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機アンモニア貯蔵タンク ：考慮しない ・1号機ヒドラジン 原液タンク：考慮しない ・2号機ヒドラジン原液タンク ：考慮する ・(2号機側 タービン建屋) ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮する ・(4号機側 タービン建屋) ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク ：考慮しない <p>(敷地外固定源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜酸化窒素：考慮しない 	放出点から 近距離の建 屋の影響を 受ける場合 は、建屋に よる巻きみ 現象を考慮	<p>有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外 評価点及び重要操作地点での濃 度評価</p> <p>3) 地形及び建屋等の影響を考 慮する場合には、そのモデル化 の妥当性が示されていること (例えば、三次元拡散シミュレ ーションモデルを用いる場合 等)。</p> <p>被ばく評価手法(内規) 5.1.2(1)a) 中央制御室のよう に、事故時の放射性物質の放出 点から比較的近距离の場所 では、建屋の風下側における風の 巻き込みによる影響が顕著とな ると考えられる。そのため、放 出点と巻き込みを生じる建屋及 び評価点との位置関係によっ ては、建屋の影響を考慮して大 気拡散の計算をする必要がある。</p>							

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																														
	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (4/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">評価条件</th> <th style="width: 20%;">選定理由</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巻き込みを生じる代表建屋</td> <td>タービン建屋 (2号機側、3号機側 又は4号機側) 又は 原子炉格納容器(3号機)</td> <td>放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる1つの建屋として選定 また、建屋投影面積が小さい方が保守的な結果を与えるため、単独建屋として設定</td> <td>被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)a)3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表5.1に示す建屋を選定することは適切である。 表5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>建屋名</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>緊急時対策所換気設備 外気取入口</td> <td>評価対象は緊急時対策所内の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度比であるが、保守的に外気取入口の設置位置を評価点と設定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等の外気取入口が設置されている位置を原子炉制御室等外評価点としていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発生源と評価点の距離</td> <td>(敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽 : 650m ・4号機塩酸貯槽 : 760m ・3・4号機 A塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 580m ・3・4号機 E塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 560m ・3号機アンモニア貯蔵タンク : 660m ・4号機アンモニア貯蔵タンク : 770m ・1号機ヒドラジン原液タンク : 330m ・2号機ヒドラジン原液タンク : 480m ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク : 660m ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク : 770m (敷地外固定源) ・重酸化窒素 : 9,900m</td> <td>固定源と評価点の位置から保守的に設定</td> <td>有毒ガス評価ガイド 3.1 固定源及び可動源の調査 (3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 - 有毒化学物質の名称 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵方法 - 原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) - 防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無) - 電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	備考	巻き込みを生じる代表建屋	タービン建屋 (2号機側、3号機側 又は4号機側) 又は 原子炉格納容器(3号機)	放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる1つの建屋として選定 また、建屋投影面積が小さい方が保守的な結果を与えるため、単独建屋として設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)a)3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表5.1に示す建屋を選定することは適切である。 表5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>建屋名</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> </table>	建屋名	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	評価点	緊急時対策所換気設備 外気取入口	評価対象は緊急時対策所内の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度比であるが、保守的に外気取入口の設置位置を評価点と設定	有毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等の外気取入口が設置されている位置を原子炉制御室等外評価点としていることを確認する。	発生源と評価点の距離	(敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽 : 650m ・4号機塩酸貯槽 : 760m ・3・4号機 A塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 580m ・3・4号機 E塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 560m ・3号機アンモニア貯蔵タンク : 660m ・4号機アンモニア貯蔵タンク : 770m ・1号機ヒドラジン原液タンク : 330m ・2号機ヒドラジン原液タンク : 480m ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク : 660m ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク : 770m (敷地外固定源) ・重酸化窒素 : 9,900m	固定源と評価点の位置から保守的に設定	有毒ガス評価ガイド 3.1 固定源及び可動源の調査 (3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 - 有毒化学物質の名称 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵方法 - 原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) - 防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無) - 電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>																								
項目	評価条件	選定理由	備考																																													
巻き込みを生じる代表建屋	タービン建屋 (2号機側、3号機側 又は4号機側) 又は 原子炉格納容器(3号機)	放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる1つの建屋として選定 また、建屋投影面積が小さい方が保守的な結果を与えるため、単独建屋として設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)a)3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表5.1に示す建屋を選定することは適切である。 表5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>建屋名</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>放射性物質の種類</td> <td>放射性物質の濃度</td> </tr> </table>	建屋名	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度	タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度															
建屋名	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
タービン建屋	放射性物質の種類	放射性物質の濃度																																														
評価点	緊急時対策所換気設備 外気取入口	評価対象は緊急時対策所内の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度比であるが、保守的に外気取入口の設置位置を評価点と設定	有毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等の外気取入口が設置されている位置を原子炉制御室等外評価点としていることを確認する。																																													
発生源と評価点の距離	(敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽 : 650m ・4号機塩酸貯槽 : 760m ・3・4号機 A塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 580m ・3・4号機 E塩酸タンク(構内排水処理装置用) : 560m ・3号機アンモニア貯蔵タンク : 660m ・4号機アンモニア貯蔵タンク : 770m ・1号機ヒドラジン原液タンク : 330m ・2号機ヒドラジン原液タンク : 480m ・3号機ヒドラジン貯蔵タンク : 660m ・4号機ヒドラジン貯蔵タンク : 770m (敷地外固定源) ・重酸化窒素 : 9,900m	固定源と評価点の位置から保守的に設定	有毒ガス評価ガイド 3.1 固定源及び可動源の調査 (3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 - 有毒化学物質の名称 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵方法 - 原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) - 防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無) - 電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)																																													

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考								
	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (5/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">評価条件</th> <th style="width: 20%;">選定理由</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">着目方位^(注)</td> <td> (敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽： 1方位：ENE[※] ・4号機塩酸貯槽：ENE ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE[※]、E ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE[※]、E ・3号機アンモニア 貯蔵タンク： 1方位：ENE[※] ・4号機アンモニア 貯蔵タンク：ENE ・1号機ヒドラジン 原液タンク：E ・2号機ヒドラジン 原液タンク： 2方位：ENE、E[※] ・3号機ヒドラジン 貯蔵タンク： 1方位：ENE[※] ・4号機ヒドラジン 貯蔵タンク：ENE ※固定源と評価点とを結ぶラ インが含まれる方位 (敷地外固定源) ・亜酸化窒素：WNW </td> <td> 建屋風下側の 巻き込みによ る拡がりを考 慮し、以下の i)～iii)の 条件に該当す る方位を選定 し、建屋の後 流側の拡がり の影響が評価 点に及ぶ可能 性のある複数 の方位を選定 i) 放出点が 評価点の 風上にあ ること ii) 放出点か ら放出され た放射性物 質が、建屋 の風下側に 巻き込まれ るような範 囲に評価点 が存在する こと iii) 建屋の風 下側で巻き 込まれた大 気の評価点 に到達する こと </td> <td> 被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)c)1) 中央制御室の被ば く評価の計算では、代表建屋の風 下後流側での広範囲に及ぶ乱流混 合域が顕著であることから、放射 性物質濃度を計算する当該着目方 位としては、放出源と評価点とを 結ぶラインが含まれる1方位のみ を対象とするのではなく、図5.4 に示すように、代表建屋の後流側 の拡がりの影響が評価点に及ぶ可 能性のある複数の方位を対象とす る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 着目方位は、固定源からの評価点の方位であり、評価対象とする風向とは180°向きが異なる。</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	着目方位 ^(注)	(敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽： 1方位：ENE [※] ・4号機塩酸貯槽：ENE ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE [※] 、E ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE [※] 、E ・3号機アンモニア 貯蔵タンク： 1方位：ENE [※] ・4号機アンモニア 貯蔵タンク：ENE ・1号機ヒドラジン 原液タンク：E ・2号機ヒドラジン 原液タンク： 2方位：ENE、E [※] ・3号機ヒドラジン 貯蔵タンク： 1方位：ENE [※] ・4号機ヒドラジン 貯蔵タンク：ENE ※固定源と評価点とを結ぶラ インが含まれる方位 (敷地外固定源) ・亜酸化窒素：WNW	建屋風下側の 巻き込みによ る拡がりを考 慮し、以下の i)～iii)の 条件に該当す る方位を選定 し、建屋の後 流側の拡がり の影響が評価 点に及ぶ可能 性のある複数 の方位を選定 i) 放出点が 評価点の 風上にあ ること ii) 放出点か ら放出され た放射性物 質が、建屋 の風下側に 巻き込まれ るような範 囲に評価点 が存在する こと iii) 建屋の風 下側で巻き 込まれた大 気の評価点 に到達する こと	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)c)1) 中央制御室の被ば く評価の計算では、代表建屋の風 下後流側での広範囲に及ぶ乱流混 合域が顕著であることから、放射 性物質濃度を計算する当該着目方 位としては、放出源と評価点とを 結ぶラインが含まれる1方位のみ を対象とするのではなく、図5.4 に示すように、代表建屋の後流側 の拡がりの影響が評価点に及ぶ可 能性のある複数の方位を対象とす る。	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考							
着目方位 ^(注)	(敷地内固定源) ・3号機塩酸貯槽： 1方位：ENE [※] ・4号機塩酸貯槽：ENE ・3・4号機A塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE [※] 、E ・3・4号機B塩酸タンク (構内排水処理装置用)： 2方位：ENE [※] 、E ・3号機アンモニア 貯蔵タンク： 1方位：ENE [※] ・4号機アンモニア 貯蔵タンク：ENE ・1号機ヒドラジン 原液タンク：E ・2号機ヒドラジン 原液タンク： 2方位：ENE、E [※] ・3号機ヒドラジン 貯蔵タンク： 1方位：ENE [※] ・4号機ヒドラジン 貯蔵タンク：ENE ※固定源と評価点とを結ぶラ インが含まれる方位 (敷地外固定源) ・亜酸化窒素：WNW	建屋風下側の 巻き込みによ る拡がりを考 慮し、以下の i)～iii)の 条件に該当す る方位を選定 し、建屋の後 流側の拡がり の影響が評価 点に及ぶ可能 性のある複数 の方位を選定 i) 放出点が 評価点の 風上にあ ること ii) 放出点か ら放出され た放射性物 質が、建屋 の風下側に 巻き込まれ るような範 囲に評価点 が存在する こと iii) 建屋の風 下側で巻き 込まれた大 気の評価点 に到達する こと	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)c)1) 中央制御室の被ば く評価の計算では、代表建屋の風 下後流側での広範囲に及ぶ乱流混 合域が顕著であることから、放射 性物質濃度を計算する当該着目方 位としては、放出源と評価点とを 結ぶラインが含まれる1方位のみ を対象とするのではなく、図5.4 に示すように、代表建屋の後流側 の拡がりの影響が評価点に及ぶ可 能性のある複数の方位を対象とす る。							

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考														
	<p style="text-align: center;">第6表 大気拡散計算の評価条件 (6/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">評価条件</th> <th style="width: 20%;">選定理由</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建屋投影面積</td> <td>タービン建屋 (2号機側) ・N, S : 2,600m² ・NNE, SSW : 2,000m² ・NE, SW : 1,000m² ・ENE, WSW : 1,600m² ・E, W : 2,400m² ・ESE, WNW : 2,800m² ・SE, NW : 2,800m² ・SSE, NNW : 2,900m²</td> <td rowspan="3">保守的に巻き込みによる影響も大きいと考えられる1つの建屋を代表として、方位とタービン建屋に垂直な投影面積を設定</td> <td rowspan="3">被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)d)1) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。 審査ガイド 4.2.(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。</td> </tr> <tr> <td>(3号機側又は4号機側) ・N, S : 2,700m² ・NNE, SSW : 2,100m² ・NE, SW : 1,100m² ・ENE, WSW : 1,700m² ・E, W : 2,500m² ・ESE, WNW : 2,900m² ・SE, NW : 2,800m² ・SSE, NNW : 2,900m²</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 (3号機) ・全方位 : 2,800m²</td> </tr> <tr> <td>形状係数</td> <td>1/2</td> <td>気象指針^(注)を参考として設定</td> <td>被ばく評価手法(内規) 5.1.1(2)b) 形状係数の値は、特に根拠が示されるもののほかは原則として1/2を用いる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂</p>	項目	評価条件	選定理由	備考	建屋投影面積	タービン建屋 (2号機側) ・N, S : 2,600m ² ・NNE, SSW : 2,000m ² ・NE, SW : 1,000m ² ・ENE, WSW : 1,600m ² ・E, W : 2,400m ² ・ESE, WNW : 2,800m ² ・SE, NW : 2,800m ² ・SSE, NNW : 2,900m ²	保守的に巻き込みによる影響も大きいと考えられる1つの建屋を代表として、方位とタービン建屋に垂直な投影面積を設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)d)1) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。 審査ガイド 4.2.(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。	(3号機側又は4号機側) ・N, S : 2,700m ² ・NNE, SSW : 2,100m ² ・NE, SW : 1,100m ² ・ENE, WSW : 1,700m ² ・E, W : 2,500m ² ・ESE, WNW : 2,900m ² ・SE, NW : 2,800m ² ・SSE, NNW : 2,900m ²	原子炉格納容器 (3号機) ・全方位 : 2,800m ²	形状係数	1/2	気象指針 ^(注) を参考として設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.1(2)b) 形状係数の値は、特に根拠が示されるもののほかは原則として1/2を用いる。	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	評価条件	選定理由	備考													
建屋投影面積	タービン建屋 (2号機側) ・N, S : 2,600m ² ・NNE, SSW : 2,000m ² ・NE, SW : 1,000m ² ・ENE, WSW : 1,600m ² ・E, W : 2,400m ² ・ESE, WNW : 2,800m ² ・SE, NW : 2,800m ² ・SSE, NNW : 2,900m ²	保守的に巻き込みによる影響も大きいと考えられる1つの建屋を代表として、方位とタービン建屋に垂直な投影面積を設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)d)1) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。 審査ガイド 4.2.(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。													
	(3号機側又は4号機側) ・N, S : 2,700m ² ・NNE, SSW : 2,100m ² ・NE, SW : 1,100m ² ・ENE, WSW : 1,700m ² ・E, W : 2,500m ² ・ESE, WNW : 2,900m ² ・SE, NW : 2,800m ² ・SSE, NNW : 2,900m ²															
	原子炉格納容器 (3号機) ・全方位 : 2,800m ²															
形状係数	1/2	気象指針 ^(注) を参考として設定	被ばく評価手法(内規) 5.1.1(2)b) 形状係数の値は、特に根拠が示されるもののほかは原則として1/2を用いる。													

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">第7表 有毒ガス防護のための判断基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">有毒ガス防護のための判断基準値</th> <th style="width: 35%;">選定理由</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩酸</td> <td>50ppm</td> <td rowspan="2">NIOSH（米国国立労働安全衛生研究所）のIDLH値（急性の毒性限度）に基づき設定</td> <td rowspan="4">有毒ガス評価ガイド 3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 1)～6)の考えに基づき、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護判断基準値を設定していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>300ppm</td> </tr> <tr> <td>ヒドラジン</td> <td>10ppm</td> <td>有害性評価書（化学物質評価研究機構）及び許容濃度の提案理由（産業衛生学雑誌40巻、1998）に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>亜酸化窒素</td> <td>50ppm</td> <td>Hazardous Substances Data Bank (HSDB) (U.S. National Library of Medicine "TOXNET DATABASE"、2016)に基づき設定</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	有毒ガス防護のための判断基準値	選定理由	備考	塩酸	50ppm	NIOSH（米国国立労働安全衛生研究所）のIDLH値（急性の毒性限度）に基づき設定	有毒ガス評価ガイド 3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 1)～6)の考えに基づき、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護判断基準値を設定していることを確認する。	アンモニア	300ppm	ヒドラジン	10ppm	有害性評価書（化学物質評価研究機構）及び許容濃度の提案理由（産業衛生学雑誌40巻、1998）に基づき設定	亜酸化窒素	50ppm	Hazardous Substances Data Bank (HSDB) (U.S. National Library of Medicine "TOXNET DATABASE"、2016)に基づき設定	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
項目	有毒ガス防護のための判断基準値	選定理由	備考															
塩酸	50ppm	NIOSH（米国国立労働安全衛生研究所）のIDLH値（急性の毒性限度）に基づき設定	有毒ガス評価ガイド 3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 1)～6)の考えに基づき、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護判断基準値を設定していることを確認する。															
アンモニア	300ppm																	
ヒドラジン	10ppm	有害性評価書（化学物質評価研究機構）及び許容濃度の提案理由（産業衛生学雑誌40巻、1998）に基づき設定																
亜酸化窒素	50ppm	Hazardous Substances Data Bank (HSDB) (U.S. National Library of Medicine "TOXNET DATABASE"、2016)に基づき設定																

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																																
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第8表 固定源による有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の計算結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">固定源</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">評価結果</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 (-)</th> <th style="width: 15%;">相対濃度 (-)</th> <th style="width: 15%;">放出率 (kg/s)</th> <th style="width: 20%;">放出継続時間 (h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内固定源 (3号機塩酸貯槽)</td> <td>0.01</td> <td>2.7×10^{-5}</td> <td>6.5×10^{-3}</td> <td>8.3×10^2</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (4号機塩酸貯槽)</td> <td>0.01</td> <td>2.0×10^{-5}</td> <td>6.5×10^{-3}</td> <td>8.3×10^2</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (3・4号機A塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))</td> <td>0.03</td> <td>9.3×10^{-5}</td> <td>1.9×10^{-2}</td> <td>4.3×10^1</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (3・4号機B塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))</td> <td>0.02</td> <td>1.1×10^{-4}</td> <td>9.9×10^{-3}</td> <td>8.3×10^1</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (3号機アンモニア 貯蔵タンク)</td> <td>0.01</td> <td>2.7×10^{-5}</td> <td>2.3×10^{-2}</td> <td>3.6×10^1</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (4号機アンモニア 貯蔵タンク)</td> <td>0.01</td> <td>2.0×10^{-5}</td> <td>2.3×10^{-2}</td> <td>3.6×10^1</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (1号機ヒドラジン 原液タンク)</td> <td>0.01</td> <td>1.3×10^{-4}</td> <td>2.2×10^{-4}</td> <td>7.8×10^3</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (2号機ヒドラジン 原液タンク)</td> <td>0.01</td> <td>2.1×10^{-4}</td> <td>1.8×10^{-4}</td> <td>9.7×10^3</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (3号機ヒドラジン 貯蔵タンク)</td> <td>0.00</td> <td>2.7×10^{-5}</td> <td>3.2×10^{-4}</td> <td>3.0×10^3</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源 (4号機ヒドラジン 貯蔵タンク)</td> <td>0.00</td> <td>2.0×10^{-5}</td> <td>3.2×10^{-4}</td> <td>3.0×10^3</td> </tr> <tr> <td>敷地外固定源 (亜酸化窒素)</td> <td>0.00</td> <td>8.5×10^{-8}</td> <td>1.3×10^{-1}</td> <td>1.0×10^0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	固定源	評価結果				有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 (-)	相対濃度 (-)	放出率 (kg/s)	放出継続時間 (h)	敷地内固定源 (3号機塩酸貯槽)	0.01	2.7×10^{-5}	6.5×10^{-3}	8.3×10^2	敷地内固定源 (4号機塩酸貯槽)	0.01	2.0×10^{-5}	6.5×10^{-3}	8.3×10^2	敷地内固定源 (3・4号機A塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))	0.03	9.3×10^{-5}	1.9×10^{-2}	4.3×10^1	敷地内固定源 (3・4号機B塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))	0.02	1.1×10^{-4}	9.9×10^{-3}	8.3×10^1	敷地内固定源 (3号機アンモニア 貯蔵タンク)	0.01	2.7×10^{-5}	2.3×10^{-2}	3.6×10^1	敷地内固定源 (4号機アンモニア 貯蔵タンク)	0.01	2.0×10^{-5}	2.3×10^{-2}	3.6×10^1	敷地内固定源 (1号機ヒドラジン 原液タンク)	0.01	1.3×10^{-4}	2.2×10^{-4}	7.8×10^3	敷地内固定源 (2号機ヒドラジン 原液タンク)	0.01	2.1×10^{-4}	1.8×10^{-4}	9.7×10^3	敷地内固定源 (3号機ヒドラジン 貯蔵タンク)	0.00	2.7×10^{-5}	3.2×10^{-4}	3.0×10^3	敷地内固定源 (4号機ヒドラジン 貯蔵タンク)	0.00	2.0×10^{-5}	3.2×10^{-4}	3.0×10^3	敷地外固定源 (亜酸化窒素)	0.00	8.5×10^{-8}	1.3×10^{-1}	1.0×10^0	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
固定源	評価結果																																																																	
	有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 (-)	相対濃度 (-)	放出率 (kg/s)	放出継続時間 (h)																																																														
敷地内固定源 (3号機塩酸貯槽)	0.01	2.7×10^{-5}	6.5×10^{-3}	8.3×10^2																																																														
敷地内固定源 (4号機塩酸貯槽)	0.01	2.0×10^{-5}	6.5×10^{-3}	8.3×10^2																																																														
敷地内固定源 (3・4号機A塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))	0.03	9.3×10^{-5}	1.9×10^{-2}	4.3×10^1																																																														
敷地内固定源 (3・4号機B塩酸貯槽 (構内排水処理装置用))	0.02	1.1×10^{-4}	9.9×10^{-3}	8.3×10^1																																																														
敷地内固定源 (3号機アンモニア 貯蔵タンク)	0.01	2.7×10^{-5}	2.3×10^{-2}	3.6×10^1																																																														
敷地内固定源 (4号機アンモニア 貯蔵タンク)	0.01	2.0×10^{-5}	2.3×10^{-2}	3.6×10^1																																																														
敷地内固定源 (1号機ヒドラジン 原液タンク)	0.01	1.3×10^{-4}	2.2×10^{-4}	7.8×10^3																																																														
敷地内固定源 (2号機ヒドラジン 原液タンク)	0.01	2.1×10^{-4}	1.8×10^{-4}	9.7×10^3																																																														
敷地内固定源 (3号機ヒドラジン 貯蔵タンク)	0.00	2.7×10^{-5}	3.2×10^{-4}	3.0×10^3																																																														
敷地内固定源 (4号機ヒドラジン 貯蔵タンク)	0.00	2.0×10^{-5}	3.2×10^{-4}	3.0×10^3																																																														
敷地外固定源 (亜酸化窒素)	0.00	8.5×10^{-8}	1.3×10^{-1}	1.0×10^0																																																														

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

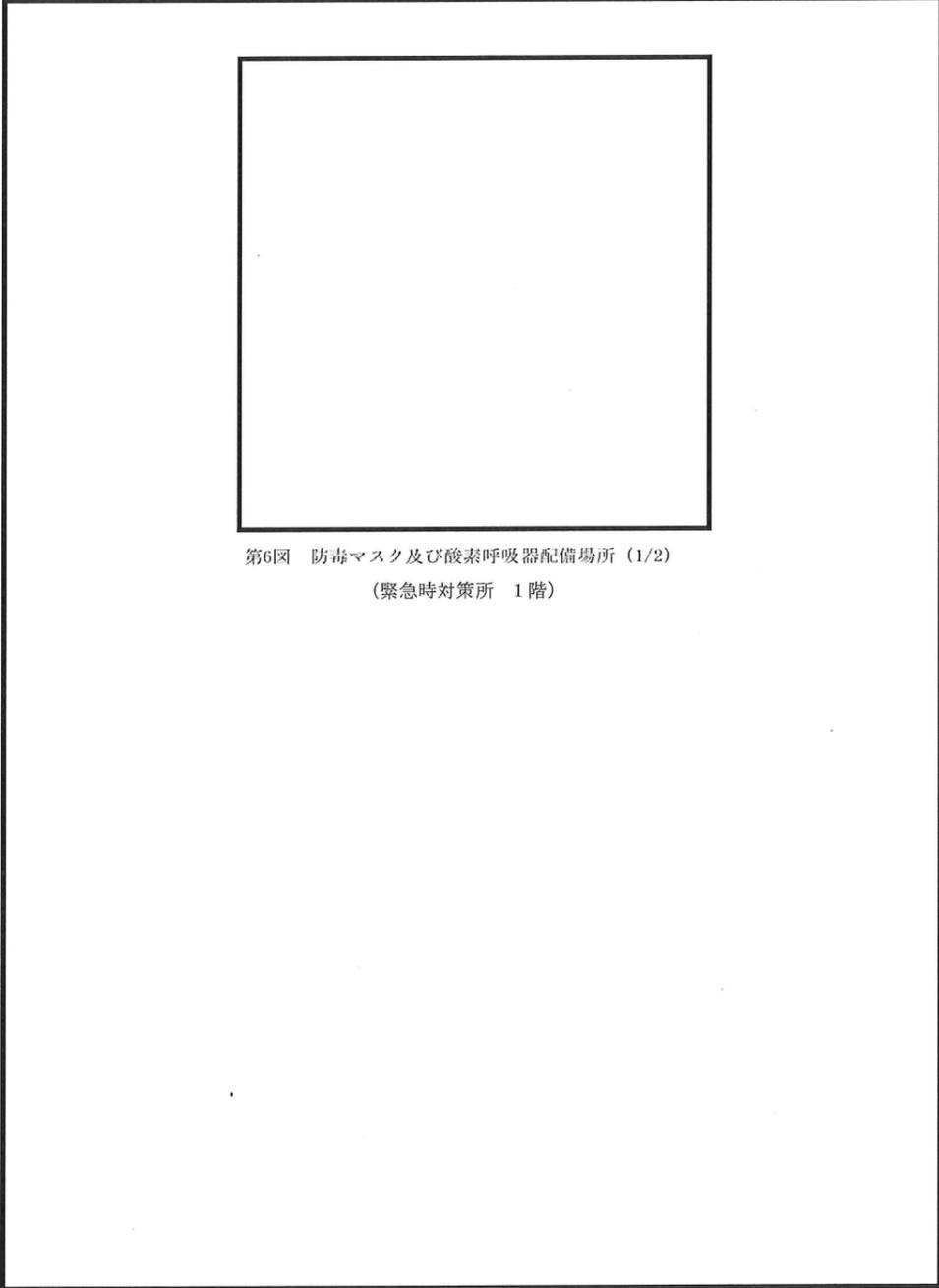
変更前	変更後	備考																																																																																															
—	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第9表 固定源による有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">着目 方位</th> <th rowspan="2">発生源</th> <th rowspan="2">有毒ガス防護 のための 判断基準値に 対する割合</th> <th colspan="2">有毒ガス防護のための 判断基準値に対する 割合の合算結果</th> </tr> <tr> <th>同一 方位</th> <th>隣接方位 を考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>NNE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>NE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ENE</td> <td>敷地内固定源（3・4号機A塩酸貯槽 （構内排水処理用））</td> <td>0.03</td> <td rowspan="4">0.07</td> <td rowspan="4">0.09</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源（3・4号機B塩酸貯槽 （構内排水処理用^{※2}））</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源（3号機アンモニア貯蔵 タンク^{※1}）</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源（4号機アンモニア貯蔵 タンク^{※1}）</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E</td> <td>敷地内固定源（1号機ヒドラジン原液 タンク）</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">0.02</td> <td rowspan="2">0.09</td> </tr> <tr> <td>敷地内固定源（2号機ヒドラジン原液 タンク）</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>ESE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SSE</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SSW</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SW</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>WSW</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>WNW</td> <td>敷地外固定源（亜酸化窒素）</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>NW</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>NNW</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1：同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護のための判断基準値が</p> </div>	着目 方位	発生源	有毒ガス防護 のための 判断基準値に 対する割合	有毒ガス防護のための 判断基準値に対する 割合の合算結果		同一 方位	隣接方位 を考慮	N	—	—	—	—	NNE	—	—	—	—	NE	—	—	—	—	ENE	敷地内固定源（3・4号機A塩酸貯槽 （構内排水処理用））	0.03	0.07	0.09	敷地内固定源（3・4号機B塩酸貯槽 （構内排水処理用 ^{※2} ））	0.02	敷地内固定源（3号機アンモニア貯蔵 タンク ^{※1} ）	0.01	敷地内固定源（4号機アンモニア貯蔵 タンク ^{※1} ）	0.01	E	敷地内固定源（1号機ヒドラジン原液 タンク）	0.01	0.02	0.09	敷地内固定源（2号機ヒドラジン原液 タンク）	0.01	ESE	—	—	—	—	SE	—	—	—	—	SSE	—	—	—	—	S	—	—	—	—	SSW	—	—	—	—	SW	—	—	—	—	WSW	—	—	—	—	W	—	—	—	—	WNW	敷地外固定源（亜酸化窒素）	0.00	0.00	0.00	NW	—	—	—	—	NNW	—	—	—	—	<p style="text-align: center;">（前頁記載内容繰り下がり）</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p style="text-align: center;">（次頁への記載内容繰り下がり）</p>
着目 方位	発生源				有毒ガス防護 のための 判断基準値に 対する割合	有毒ガス防護のための 判断基準値に対する 割合の合算結果																																																																																											
		同一 方位	隣接方位 を考慮																																																																																														
N	—	—	—	—																																																																																													
NNE	—	—	—	—																																																																																													
NE	—	—	—	—																																																																																													
ENE	敷地内固定源（3・4号機A塩酸貯槽 （構内排水処理用））	0.03	0.07	0.09																																																																																													
	敷地内固定源（3・4号機B塩酸貯槽 （構内排水処理用 ^{※2} ））	0.02																																																																																															
	敷地内固定源（3号機アンモニア貯蔵 タンク ^{※1} ）	0.01																																																																																															
	敷地内固定源（4号機アンモニア貯蔵 タンク ^{※1} ）	0.01																																																																																															
E	敷地内固定源（1号機ヒドラジン原液 タンク）	0.01	0.02	0.09																																																																																													
	敷地内固定源（2号機ヒドラジン原液 タンク）	0.01																																																																																															
ESE	—	—	—	—																																																																																													
SE	—	—	—	—																																																																																													
SSE	—	—	—	—																																																																																													
S	—	—	—	—																																																																																													
SSW	—	—	—	—																																																																																													
SW	—	—	—	—																																																																																													
WSW	—	—	—	—																																																																																													
W	—	—	—	—																																																																																													
WNW	敷地外固定源（亜酸化窒素）	0.00	0.00	0.00																																																																																													
NW	—	—	—	—																																																																																													
NNW	—	—	—	—																																																																																													

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

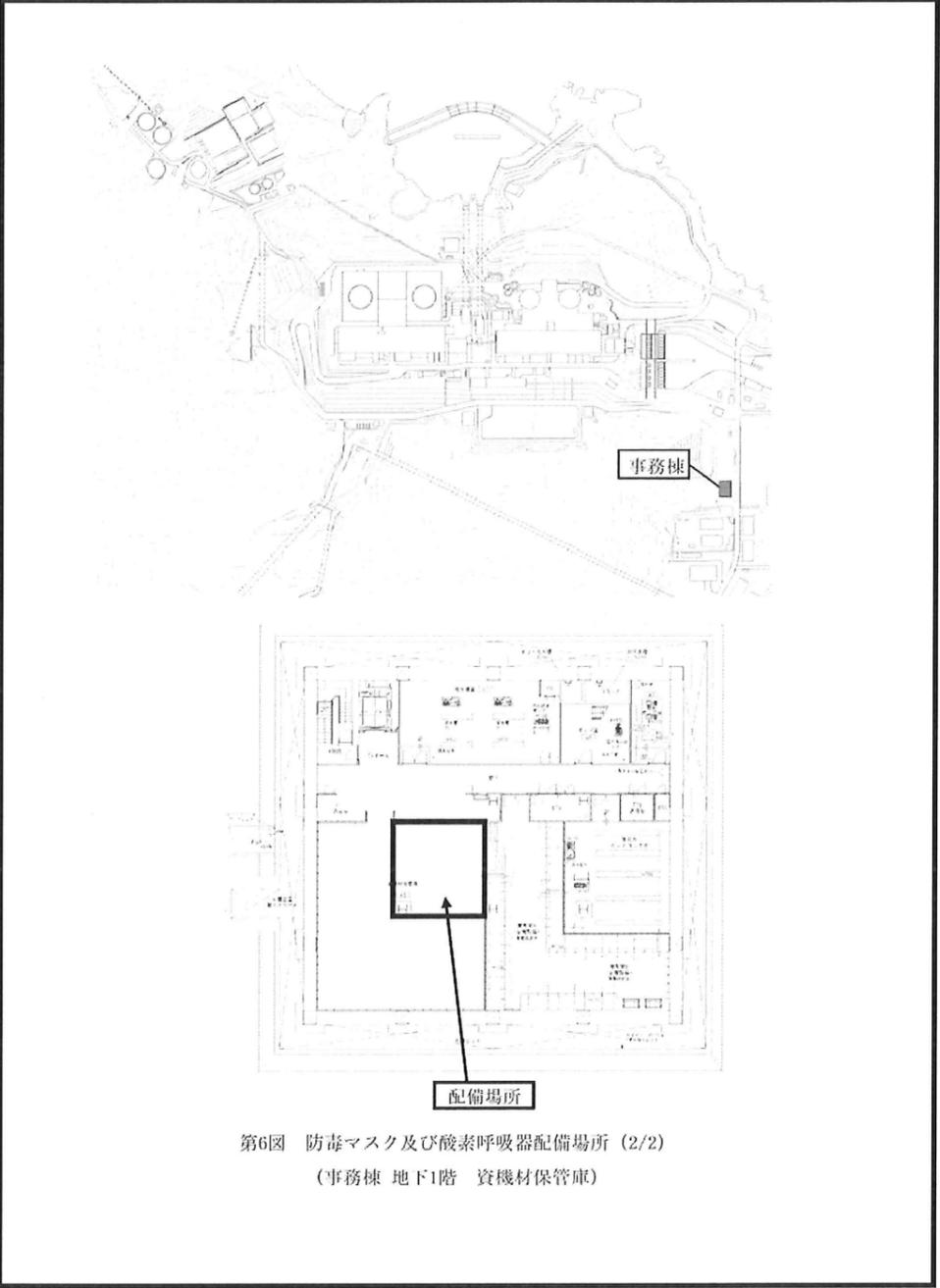
【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>—</p>	<div data-bbox="1371 407 2326 638" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は60%減となり、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合は60%減となる。</p> <p>※2：防液堤等内のタンク基礎部等を除いた場合、防液堤等面積は10%減となり、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合は10%減となる。</p> </div> <p style="text-align: center;">- 03-添17-38 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-添17-12 ~ 03-添17-16/E同様に記載内容繰り下がり))</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	 <p data-bbox="1617 961 2053 1020">第6図 防毒マスク及び酸素呼吸器配備場所 (1/2) (緊急時対策所 1階)</p>	<p data-bbox="2398 386 2733 420">(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p data-bbox="2383 984 2843 1066">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

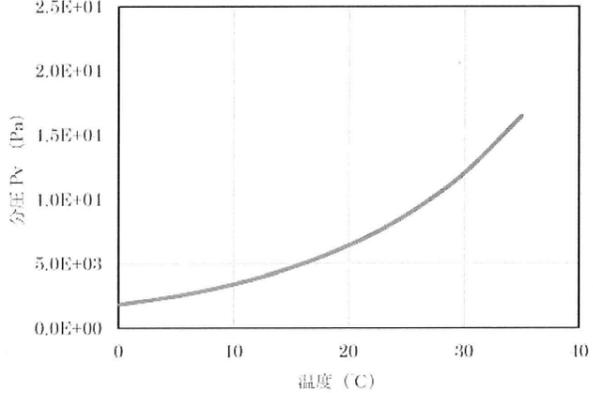
【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	 <p>事務棟</p> <p>配備場所</p> <p>第6図 防毒マスク及び酸素呼吸器配備場所 (2/2) (事務棟 地下1階 資機材保管庫)</p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	<pre>graph TD; A[固定源からの有毒化学物質の漏えい] --> B[有毒化学物質からの有毒ガスの発生]; B --> C[発生源から緊急時対策所換気設備の外気取入口までの大気拡散 (固定源による有毒ガス濃度の評価)]; C --> D[緊急時対策所換気設備の外気取入口から 緊急時対策所バウンダリ内への取込]; D --> E[指示要員の吸気];</pre> <p>第7図 緊急時対策所の有毒ガスの到達経路</p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

【資料1-7 緊急時対策所の機能に関する説明書】

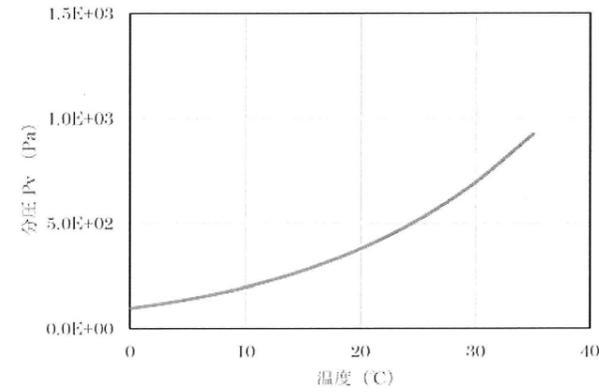
変更前	変更後	備考
	<div data-bbox="1377 405 2332 1717" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">(塩酸 (34.0wt%) の分圧曲線) ^(注)</p> <p>(注) 「Mary Evans, Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA, USDOD (1993)」を 基に塩酸 (34.0wt%) の分圧 Pv (Pa) を評価</p> <p style="text-align: center;">第8図 有毒化学物質に係る評価条件 (有毒化学物質の分圧) (1/3)</p> </div>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前

変更後

備考



(ヒドラジン (40.0wt%) の分圧曲線) (注)

(注) 「化学工学便覧 改訂六版 丸善」を基に、アントワン式とラウールの法則を用いて、ヒドラジン (40.0wt%) の分圧 P_v (Pa) を評価

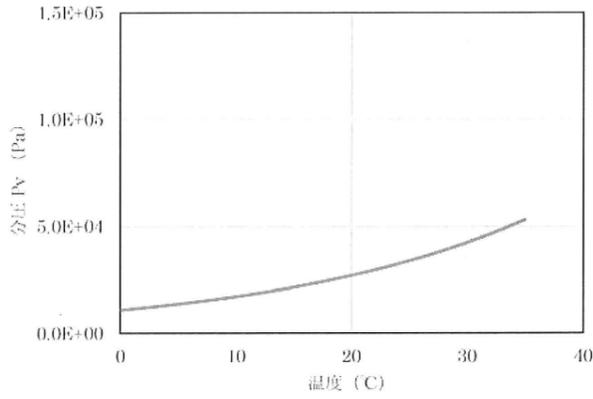
$$P_v = \text{EXP} \left(A - \frac{B}{C+T} \right) \times (\text{モル分率})$$

係数	値
A	22.8827
B	3877.65
C	-45.15

第8図 有毒化学物質に係る評価条件 (有毒化学物質の分圧) (2/3)

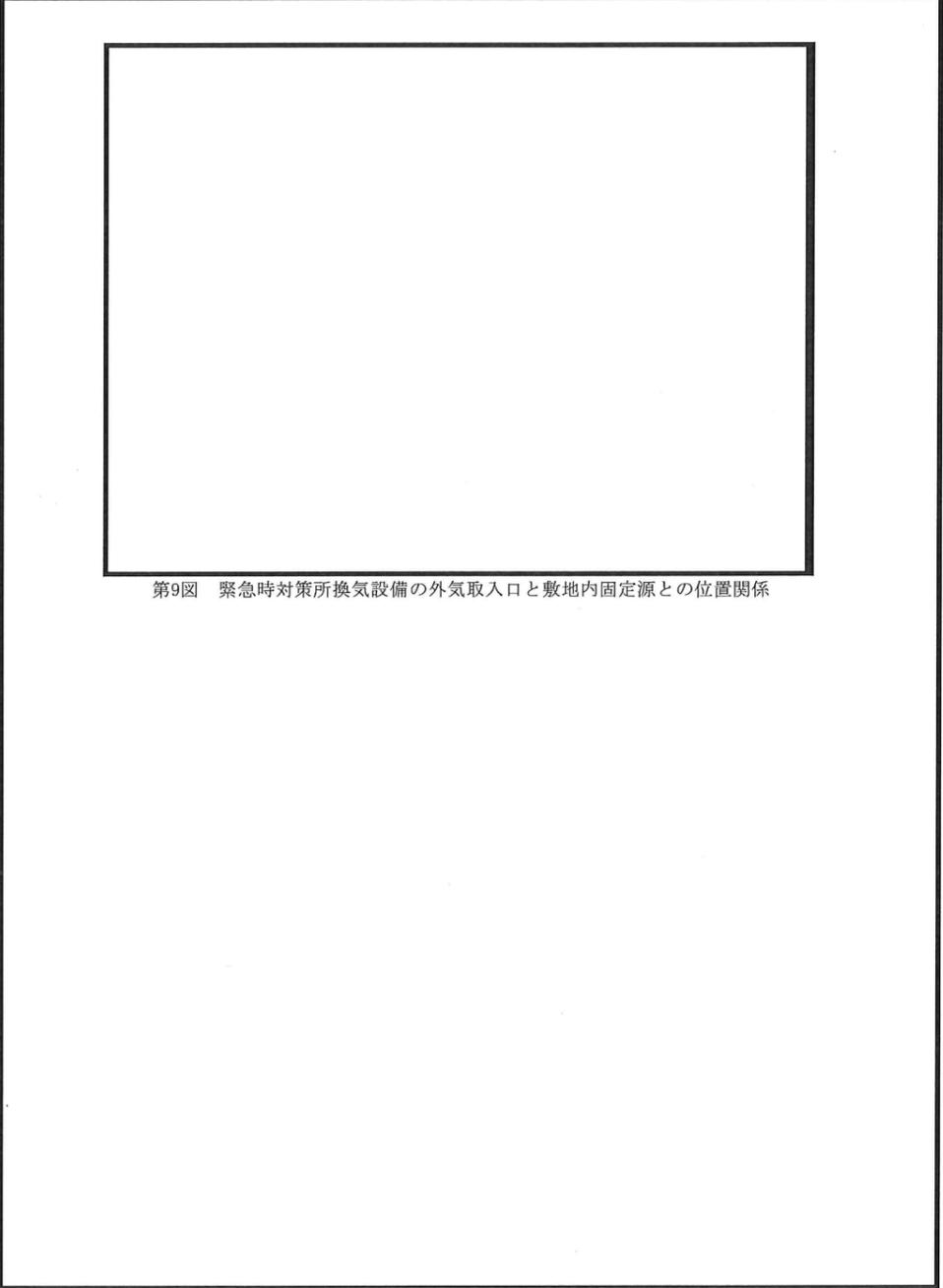
緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

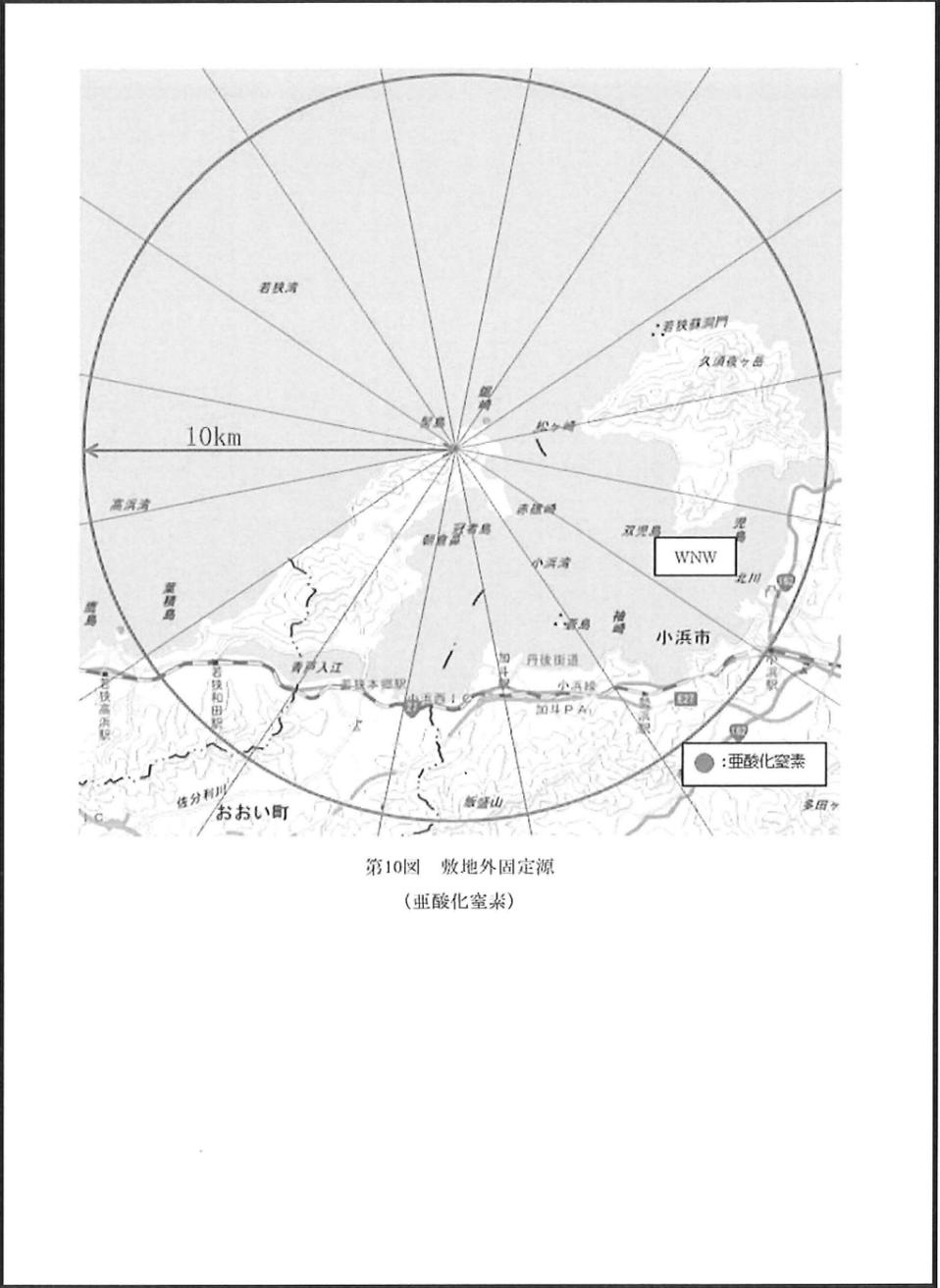
変更前	変更後	備考
	<div data-bbox="1380 409 2338 1717" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">(アンモニア (19.0wt%) の分圧曲線) (注)</p> <p>(注) 「Thomas A. Wilson, The Total and Partial Vapor Pressures of Aqueous Ammonia Solutions, University of Illinois, 1925」を基にアンモニア (19.0wt%) の分圧 Pv (Pa) を評価</p> <p style="text-align: center;">第8図 有毒化学物質に係る評価条件 (有毒化学物質の分圧) (3/3)</p> </div>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

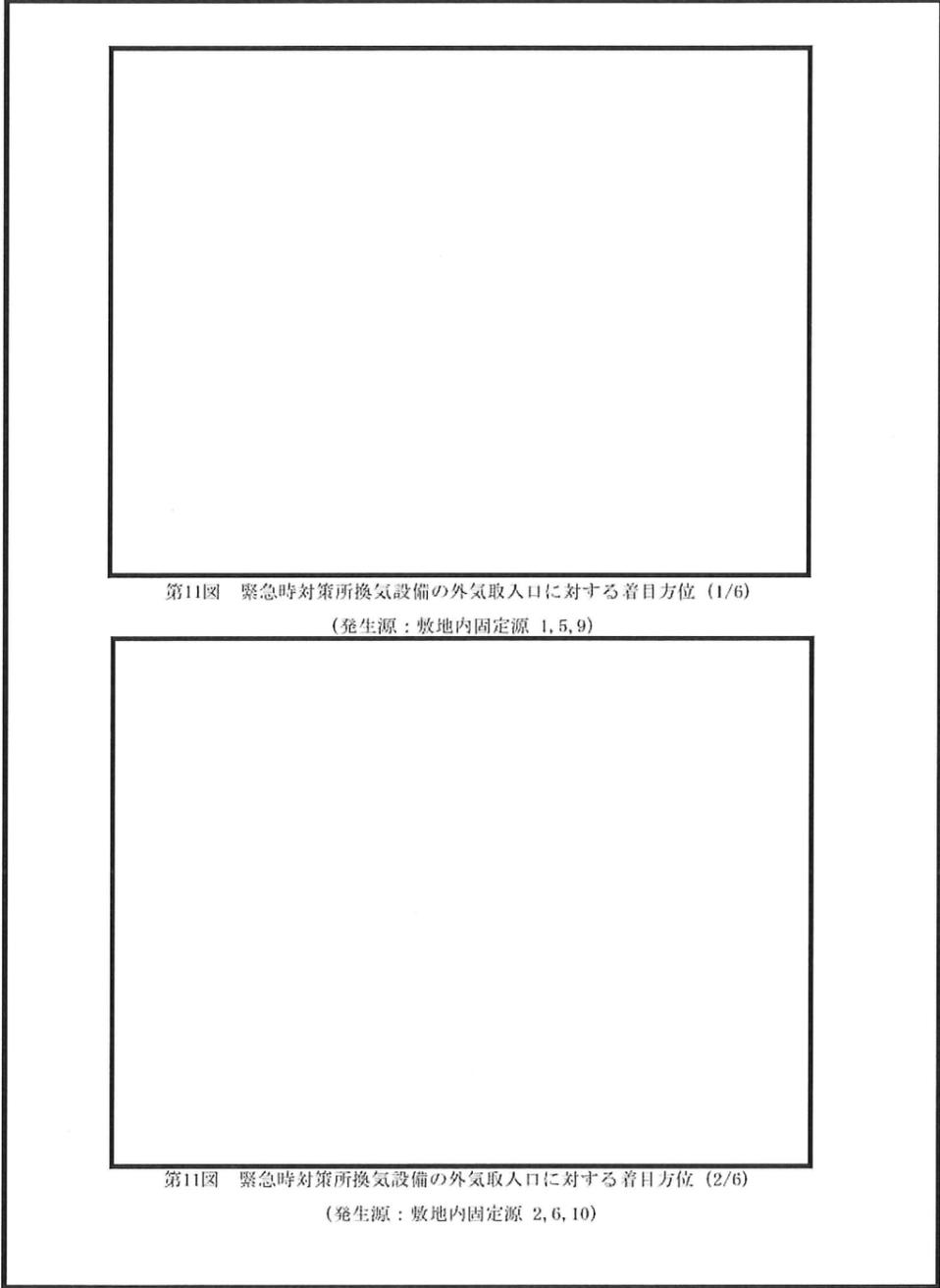
変更前	変更後	備考
	 <p data-bbox="1528 997 2166 1018">第9図 緊急時対策所換気設備の外気取入口と敷地内固定源との位置関係</p>	<p data-bbox="2389 987 2849 1071">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	 <p data-bbox="1745 1276 1947 1339">第10図 敷地外固定源 (亜酸化窒素)</p>	<p data-bbox="2386 982 2858 1066">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
	 <p data-bbox="1537 995 2139 1058">第11図 緊急時対策所換気設備の外気取入口に対する着目方位 (1/6) (発生源: 敷地内固定源 1, 5, 9)</p> <p data-bbox="1537 1593 2139 1656">第11図 緊急時対策所換気設備の外気取入口に対する着目方位 (2/6) (発生源: 敷地内固定源 2, 6, 10)</p>	<p data-bbox="2386 989 2843 1068">緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>